

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2025年9月24日
【事業年度】	第41期（自 2024年7月1日 至 2025年6月30日）
【会社名】	株式会社チャーム・ケア・コーポレーション
【英訳名】	CHARM CARE CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼CEO 下村 隆彦
【本店の所在の場所】	大阪市北区中之島三丁目6番32号
【電話番号】	（06）6445－3389（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員 前田 好彦
【最寄りの連絡場所】	大阪市北区中之島三丁目6番32号
【電話番号】	（06）6445－3389（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員 前田 好彦
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第37期	第38期	第39期	第40期	第41期
決算年月	2021年 6 月	2022年 6 月	2023年 6 月	2024年 6 月	2025年 6 月
売上高 (百万円)	22,984	29,071	37,887	47,829	46,673
経常利益 (百万円)	2,319	2,501	4,633	5,817	4,024
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	1,535	2,951	3,206	4,276	2,936
包括利益 (百万円)	1,516	2,974	3,218	4,276	2,941
純資産額 (百万円)	11,125	12,458	15,135	18,706	20,678
総資産額 (百万円)	28,597	37,355	43,304	47,339	52,414
1株当たり純資産額 (円)	339.66	380.44	462.34	571.74	631.92
1株当たり当期純利益 (円)	47.09	90.50	98.28	130.97	89.89
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	47.01	90.33	98.10	130.79	89.77
自己資本比率 (%)	38.7	33.2	34.8	39.4	39.4
自己資本利益率 (%)	13.9	25.1	23.3	25.3	14.9
株価収益率 (倍)	25.8	10.6	13.2	11.7	14.4
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	2,558	3,945	496	10,534	3,731
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△3,704	△2,857	△2,242	△1,668	△8,509
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	1,472	△87	1,618	△3,039	1,282
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	5,940	6,941	6,813	12,640	9,149
従業員数 (人)	1,550	1,859	1,996	2,025	2,261
(ほか、平均臨時雇用者数)	(706)	(602)	(809)	(818)	(1,060)

- (注) 1. 第37期より連結財務諸表を作成しているため、第37期の自己資本利益率は、期末自己資本に基づいて計算しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第38期の期首から適用しており、第38期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
3. 第39期より金額の表示単位を千円単位から百万円単位に変更しております。
なお、比較を容易にするため、第38期以前についても百万円単位で表示しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第37期	第38期	第39期	第40期	第41期
決算年月	2021年 6 月	2022年 6 月	2023年 6 月	2024年 6 月	2025年 6 月
売上高 (百万円)	21,967	26,975	35,005	44,547	41,865
経常利益 (百万円)	2,350	2,628	4,625	5,750	4,770
当期純利益 (百万円)	1,598	2,283	3,292	4,325	3,581
資本金 (百万円)	2,759	2,759	2,759	2,759	2,759
発行済株式総数 (株)	32,712,000	32,712,000	32,712,000	32,712,000	32,712,000
純資産額 (百万円)	11,224	11,872	14,627	18,247	20,887
総資産額 (百万円)	28,453	35,602	42,227	46,133	51,649
1株当たり純資産額 (円)	342.67	362.46	446.76	557.68	638.30
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	12.00 (－)	17.00 (－)	22.00 (－)	30.00 (－)	34.00 (－)
1株当たり当期純利益 (円)	49.01	70.01	100.91	132.47	109.65
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	48.93	69.88	100.73	132.28	109.51
自己資本比率 (%)	39.3	33.2	34.5	39.5	40.4
自己資本利益率 (%)	15.2	19.9	24.9	26.4	18.3
株価収益率 (倍)	24.8	13.7	12.8	11.6	11.8
配当性向 (%)	24.5	24.3	21.8	22.7	31.0
従業員数 (ほか、平均臨時雇用者数) (人)	1,512 (526)	1,695 (534)	1,815 (545)	1,826 (545)	1,994 (545)
株主総利回り (%)	146.4	117.7	160.3	192.5	168.1
(比較指標：配当込みTOPIX) (%)	(127.3)	(125.5)	(157.8)	(198.2)	(206.3)
最高株価 (円)	1,488	1,906	1,374	1,717	1,670
最低株価 (円)	713	916	915	1,039	1,106

- (注) 1. 最高株価及び最低株価は、2022年4月3日までは東京証券取引所市場第一部、2022年4月4日より東京証券取引所プライム市場におけるものであります。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第38期の期首から適用しており、第38期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
3. 第39期より金額の表示単位を千円単位から百万円単位に変更しております。
なお、比較を容易にするため、第38期以前についても百万円単位で表示しております。
4. 第41期の1株当たり配当額につきましては、2025年9月25日開催予定の定時株主総会の議案(決議事項)として、「剰余金処分の件」を提案しており、当該議案が承認可決されますと以下のとおり1株につき34.00円となる予定であります。

2【沿革】

年月	事項
1984年8月	株式会社不二クリニックラボラトリーを大阪府松原市に設立（資本金3,000千円）
1994年9月	本社を奈良県生駒郡斑鳩町龍田北五丁目6番7号に移転
2000年2月	商号を株式会社愛ライフに変更、本社を奈良県奈良市北新町59番3に移転
2000年4月	奈良県指定居宅介護支援事業、奈良県指定居宅訪問介護事業、奈良県指定居宅訪問入浴介護事業、奈良県指定福祉用具貸与事業を開始
2003年9月	下村建設株式会社の子会社となる
2004年12月	本社を大阪市西区京町堀二丁目10番2号に移転
2005年4月	奈良県大和郡山市に第1号となる介護付有料老人ホーム「チャームやまところりやま」を開設
2005年12月	奈良県指定居宅介護支援事業、奈良県指定居宅訪問介護事業、奈良県指定居宅訪問入浴介護事業、奈良県指定福祉用具貸与事業を譲渡、他の介護事業者運営による不動産賃貸サービス事業を開始
2006年11月	大阪府豊中市に当社最大規模（居室数128室）となる介護付有料老人ホーム「チャームスイート緑地公園」を開設
2007年2月	代表取締役社長下村隆彦が下村建設株式会社より当社の全株式を取得
2007年9月	介護付有料老人ホーム「ケーズグランド河内長野」の事業を譲り受け、ホーム名を「チャーム河内長野」に変更
2007年12月	商号を株式会社チャーム・ケア・コーポレーションに変更
2008年9月	介護付有料老人ホーム「ルナハート千里 丘の街」「デイサービス ルナハート」を運営する株式会社つばめ荘（2010年5月吸収合併）の全株式を取得し、子会社化
2009年9月	大阪府豊中市に住宅型有料老人ホーム「チャームヒルズ豊中旭ヶ丘」を開設
2010年5月	株式会社つばめ荘を吸収合併
2012年4月	大阪証券取引所JASDAQ（スタンダード）（現東京証券取引所JASDAQ（スタンダード））に株式を上場
2012年8月	京都市山科区に介護付有料老人ホーム「チャーム京都音羽」を開設、運営居室数が1,000室突破
2013年10月	本社を大阪市北区中之島三丁目6番32号に移転
2014年9月	東京都練馬区に首都圏第1号となる介護付有料老人ホーム「チャームスイート石神井公園」を開設
2016年3月	東京都中野区に介護付有料老人ホーム「チャームスイート新井薬師 さくらの森 式番館」を開設、運営居室数が2,000室突破
2017年2月	東京都新宿区に高価格帯ブランド「チャームプレミア」の第1号となる介護付有料老人ホーム「チャームプレミア目白お留山」を開設
2018年2月	神戸市中央区に介護付有料老人ホーム「チャームスイート神戸北野」を開設、運営居室数が3,000室突破
2018年3月	東京証券取引所市場第二部に上場市場を変更
2018年7月	東京支社を東京本社に改称、大阪本社と東京本社の二本社制に移行
2018年10月	介護付有料老人ホーム「チャーム守口おおくぼ」及び「チャーム河内長野」を事業譲渡
2018年12月	東京証券取引所市場第一部に指定
2020年5月	シップヘルスケアホールディングス株式会社と業務提携契約を締結
2020年7月	神奈川県逗子市に住宅型有料老人ホーム「チャームスイート東逗子」を開設、運営居室数が4,000室突破
2020年7月	首都圏において介護施設等への人材派遣・人材紹介等を行う株式会社グッドパートナーズの全株式を取得し、子会社化
2021年11月	介護付有料老人ホーム4ホームを運営する株式会社ライクの全株式を取得し、子会社化
2022年4月	東京証券取引所の市場区分の見直しにより、東京証券取引所の市場第一部からプライム市場に移行
2024年9月	株式会社ケア21より介護付有料老人ホーム2ホーム及び住宅型有料老人ホーム1ホームの事業を譲受け
2024年10月	介護付有料老人ホーム2ホームを運営するCMケア株式会社の全株式を取得し、子会社化
2024年11月	株式会社ケア21より介護付有料老人ホーム2ホームの事業を譲受け

3【事業の内容】

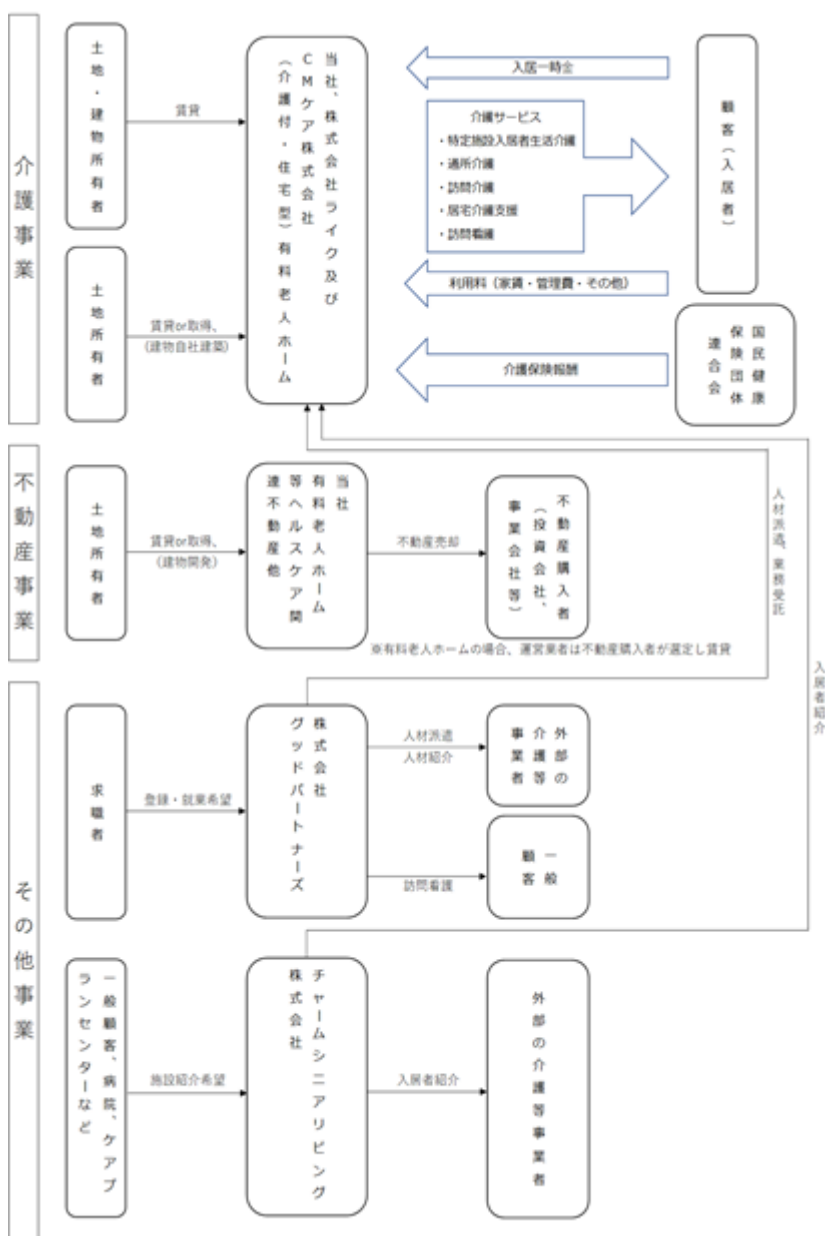
当社グループは、当社及び連結子会社4社で構成されており、有料老人ホームにおいて介護保険法に基づく要支援・要介護認定を受けた高齢者に対して、同法の適用を受ける介護サービスを提供することを主たる業務としております。

当社グループの事業内容及び当社と関係会社の当該事業に係る位置付けは次のとおりであります。なお、以下に示す区分は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等（1）連結財務諸表 注記事項」に掲げる報告セグメントの区分と同一であります。

区分	主要な事業内容	主要な会社名
介護事業	介護付有料老人ホーム及び住宅型有料老人ホームの運営	株式会社チャーム・ケア・コーポレーション、株式会社ライク、CMケア株式会社
不動産事業	主にヘルスケア物件を対象とした不動産開発事業及びその他の不動産事業	株式会社チャーム・ケア・コーポレーション
その他事業	人材派遣事業、人材紹介事業、訪問看護事業、入居者紹介事業	株式会社グッドパートナーズ、チャームシニアリビング株式会社

〔事業系統図〕

以上述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。



〔運営するホームの区分別概要〕

2025年6月30日現在

エリア	形態	ブランド	ホーム数	居室数
首都圏	介護付有料老人ホーム	チャームプレミアグラン	5ホーム	169室
		チャームプレミア	10ホーム	493室
		チャームスイート	20ホーム	1,372室
		チャーム	13ホーム	909室
	住宅型有料老人ホーム	チャームスイート	1ホーム	63室
	ホスピス	アテニティ	1ホーム	42室
近畿圏	介護付有料老人ホーム	チャームプレミア	2ホーム	139室
		チャームスイート	18ホーム	1,349室
		チャーム	25ホーム	1,751室
		ルナハート	1ホーム	98室
		ライク	5ホーム	460室
	住宅型有料老人ホーム	チャームスイート	3ホーム	207室
		チャームヒルズ	1ホーム	103室
合計			105ホーム (うち首都圏50ホーム、 近畿圏55ホーム)	7,155室 (うち首都圏3,048室、 近畿圏4,107室)

4【関係会社の状況】

関係会社は次のとおりであります。

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合又は被所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社グッドパートナーズ	東京都世田谷区	20	人材派遣業	所有 100.00	役員の兼任 3名
(連結子会社) 株式会社ライク	大阪市北区	50	有料老人ホーム、老人介護施設の経営並びに運営管理	所有 100.00	役員の兼任 1名
(連結子会社) CMケア株式会社	大阪市北区	10	有料老人ホーム、老人介護施設の経営並びに運営管理	所有 100.00	記載すべき関係はありません。
(連結子会社) チャームシニアリビング株式会社	大阪市北区	5	有料老人ホーム、老人介護施設への入居者紹介	所有 100.00	記載すべき関係はありません。
(その他の関係会社の親会社) シップヘルスケアホールディングス株式会社 (注) 1、2	大阪府吹田市	15,553	持株会社	被所有 29.39 (29.39)	記載すべき関係はありません。
(その他の関係会社) 株式会社エス・ティー・ケー	大阪府吹田市	1	投資事業 株式・社債等有価証券の取得、保有、売却並びに運用	被所有 29.39	記載すべき関係はありません。

- (注) 1. 有価証券報告書を提出しております。
2. 「議決権の所有割合又は被所有割合」欄の()は間接所有割合で内数であります。
3. 当連結会計年度より、新たに株式を取得したCMケア株式会社及び重要性が増したチャームシニアリビング株式会社を連結の範囲に含めております。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2025年6月30日現在

セグメントの名称	従業員数（人）
介護事業	2,059 (597)
不動産事業	8 (—)
その他事業	145 (459)
報告セグメント計	2,212 (1,056)
全社（共通）	49 (4)
合計	2,261 (1,060)

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー、嘱託社員を含む）は、年間平均雇用人員（1日8時間換算）を（ ）外数で記載しております。

2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

(2) 提出会社の状況

2025年6月30日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
1,994 (545)	43.4	4.1	4,675

セグメントの名称	従業員数（人）
介護事業	1,937 (541)
不動産事業	8 (—)
報告セグメント計	1,945 (541)
全社（共通）	49 (4)
合計	1,994 (545)

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー、嘱託社員を含む）は、年間平均雇用人員（1日8時間換算）を（ ）外数で記載しております。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3. 全社（共通）として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

(3) 労働組合の状況

当社は、UAゼンセン同盟日本介護クラフトユニオン チャーム・ケア分会と称し、UAゼンセンに加盟しております。労働組合との間に特記すべき事項はありません。

連結子会社4社においては、労働組合は結成されておませんが、労使関係は円満に推移しております。

(4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

当連結会計年度の管理職に占める女性労働者の割合、男性の育児休業等と育児目的休暇の取得率及び男女の賃金格差は、以下のとおりであります。

①提出会社

当事業年度				
管理職に占める女性労働者の割合 (%) (注) 1	男性労働者の育児休業取得率 (%) (注) 2	労働者の男女の賃金の差異 (%) (注) 1		
		全労働者	うち正規雇用労働者	うちパート・有期労働者
25.7	57.1	67.0	86.4	78.7

(注) 1 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。

2 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25号)第71条の6第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。

3 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率、労働者の男女の賃金差異の算出において、出向者は、出向元の従業員として集計しております。

②連結子会社

当事業年度	
名称	管理職に占める女性労働者の割合 (%)
株式会社ライク	100.0

(注) 1 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。

2 その他の連結子会社は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定による管理職に占める女性労働者の割合についての公表義務の対象ではないため、記載を省略しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社グループの経営方針、経営環境及び対処すべき課題等は、以下のとおりであります。

なお、文中における将来に関する事項については、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。また、計画、目標等に関してはリスクや不確実性を内包しており、その実現を保証するものではありません。

(1) 経営方針

① 経営の基本方針

当社グループは、「高齢者生活サービスを中心として、お客様一人ひとりの価値観を大切にし、お客様にあった魅力的な生活を提案します。」を企業理念とし、「豊かで実りある高齢社会」づくりに貢献することを使命として、企業行動基準及び社員行動指針を定めております。

企業行動基準は、「お客様への約束」、「社会への約束」及び「従業員への約束」からなり、「お客様に魅力的な介護サービスを提供すること」、「積極的に情報開示し、法令を遵守する、社会に信頼される企業であること」、「従業員にチャレンジする機会とやりがいのある職場環境を提供すること」を目指していくことを約束いたします。

また、社員行動指針は、当社グループの社員が目指すべき姿勢・考え方を示しております。

上記、企業理念、企業行動基準及び社員行動指針に基づき事業を展開することにより社会に貢献するとともに、事業計画を着実に推進することで経営基盤の強化と財務体質の改善に努めてまいります。

② 目標とする経営指標

当社グループは介護を必要とするより多くの方々に有料老人ホームをご利用いただくという観点から入居率を重視しております。また、入居者様に安心して生活いただけるように安定した経営と堅実な成長を続けることを重視し、売上高成長率及び売上高経常利益率を重要な経営指標と位置付け、これらの向上を重視して経営に取り組んでまいります。

③ 中期的な会社の経営戦略

わが国における高齢者人口は今後も増加していくことが考えられ、これにともない、高齢者単独世帯も増加し、介護サービスの提供を考慮した高齢者住宅の需要拡大が見込まれます。このような状況のなか、当社グループは業績拡大にあたり、介護ニーズの伸長が見込まれる首都圏及び近畿圏の都市部において、アッパーミドル～富裕層をターゲットとした高価格帯ブランド「チャームプレミア」シリーズ、「チャームプレミアグラン」シリーズを開設するとともに、「チャーム」シリーズ、「チャームスイート」シリーズの開設も含めたバランスの取れた積極的な新規開設を行い、規模の拡大を行うことが必要不可欠であると考えております。

当社グループは、今後も引き続き介護付有料老人ホームを中心とした介護事業の更なる展開を進めていくとともに、介護事業に関連する周辺事業にも注力し、介護事業の成長をサポートしてまいります。

また、中期目標として、連結売上高1,000億円、連結経常利益100億円を掲げており、積極的な事業投資と安定した業績成長を両立し、増収増益を継続できる企業を目指してまいります。

(2) 経営環境

当連結会計年度（2024年7月1日～2025年6月30日）におけるわが国経済は、緩やかに回復する一方で、アメリカの通商政策の影響による景気の下振れリスクや、物価上昇の継続による個人消費の下振れリスクが懸念され、景気の先行きは不透明感が見受けられます。

介護業界におきましては、今後も高齢者人口は増加していき、これにともない高齢者単独世帯も増加し、介護サービスに対する需要拡大が見込まれます。一方で、異業種からの新規参入により競争が激しさを増しています。加えて、介護職における雇用情勢につきましては、2025年6月の有効求人倍率は3.76倍（全国平均・常用（パート含む））と全職種平均の1.05倍を大きく上回り、介護職員の確保が引き続き課題となっているなど、当業界を取り巻く環境は厳しさを増しております。

そのような状況のなか、当社グループは、「高齢者生活サービスを中心として、お客様一人ひとりの価値観を大切にし、お客様にあった魅力的な生活を提案する」という企業理念を掲げ、開設エリアのお客様のニーズに応じた価格設定及びお客様にとって魅力的な介護サービスの提供を通じて競争優位性の確保に向けた取り組みを進めてまいりました。

また、より良い人材の確保及び定着に向け、処遇改善を行うとともに、従業員それぞれがライフスタイルに応じて働けるよう働き方の選択肢を増やし、選択的週休3日制度も導入し定着率の向上を進めております。同時にホーム運営における人員配置の適正化やIT機器の導入等による業務効率化も継続的に進めております。さらに、当社グループは介護業界における処遇No.1の方針として掲げており、2期連続でのベースアップと賞与の一部月給化を進め、名実ともに業界トップ水準の処遇を実現できていると考えております。今後とも当社グループは、お客様へより質の高いサービスが提供できるよう、従業員が働きやすい職場環境づくりに邁進してまいります。

(3) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

介護業界におきましては、異業種からの新規参入による競争の激化等により、当業界を取り巻く環境は厳しさを増しております。そのような状況のなか、当社グループは、「高齢者生活サービスを中心として、お客様お一人ひとりの価値観を大切に、お客様にあった魅力的な生活を提案する」という経営理念を掲げ、開設エリアのお客様のニーズに応じた価格設定及びお客様にとって魅力的な介護サービスのご提供を通じて競争優位性の確保に向けた取り組みを進めております。

わが国における高齢者人口は今後も増加していくことが考えられ、これにともない高齢者単独世帯も増加し、介護サービスの提供を考慮した高齢者住宅の需要拡大が見込まれます。

このような状況のなか、当社グループは業績拡大にあたり、介護ニーズの伸長が見込まれる首都圏及び近畿圏の都市部において、アッパーミドル～富裕層をターゲットとした高価格帯ブランド「チャームプレミア」及び「チャームプレミアグラン」シリーズを開設するとともに、「チャーム」シリーズ、「チャームスイート」シリーズの開設も含めたバランスの取れた積極的な新規開設を行い、規模の拡大を行うことが必要不可欠であると考えております。

当社グループは、今後も引き続き介護付有料老人ホームを中心とした施設介護事業のさらなる展開を進めていくとともに、介護事業にとどまらない安定的な収益基盤を確立するうえで、新規事業の創設を図ってまいります。

なお、当社グループが対処すべき主要な課題は以下の項目であると認識しております。

① 有料老人ホームの新規開設数の確保、増大

高齢者人口がさらに増加する日本の都市部において、老人ホームの需要が一層高まることが予想されるなか、当社グループの介護事業のさらなる成長には、有料老人ホームの新規開設が必要不可欠であります。従いまして、当社グループにおきましては、立地に係る情報収集力をさらに高め、介護付有料老人ホームに加え住宅型有料老人ホームも含めて、有料老人ホームの新規開設数の確保、増大を図ってまいります。

② 労働力の確保及びホーム運営の効率化

今後の介護サービス需要の拡大にともない懸念される労働力不足の問題は、当社グループにおきましても重要な経営課題と認識しており、従業員の定着率の向上のため、長期的な労働力確保を視野に入れた新卒採用の強化や従業員の処遇改善の充実、キャリアパス制度の適切な運営、実践に即した教育研修の実施などの取り組みを進めてまいります。

また、将来の労働力不足を見据え、IT機器やAIの導入、人員配置の最適化等により、サービスの質を向上させつつ、業務の効率化・省力化を図ってまいります。

③ 新規事業の創設

社会保障財政がひっ迫するなか、介護保険制度の将来を考えると、持続的成長を可能とする、介護事業だけにとどまらない事業基盤の強化が不可欠であります。そのためにさらなる新規事業の創設を通じて、暮らし・住まい・介護に関わる複合的なサービスをご提供していきたいと考えております。

当社において2022年7月より新たな部門として「事業構想室」を設置しており、引き続き新規事業の創設や事業規模・領域の拡大のため、M&Aも積極的に進めてまいります。

④ コンプライアンス・内部統制の充実

介護保険制度下の事業者として社会的責任を果たすべく、引き続き法令遵守を徹底することに加え、企業経営の透明性と開示情報の正確性を確保させるため、内部統制システムの整備に関する方針を定め、内部統制の構築を推進してまいります。

2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社グループのサステナビリティに関する考え方及び取組については、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

《サステナビリティ基本方針》

当社グループは、企業理念のもと、事業を通じて「『豊かで実りある高齢社会』づくりに貢献する」ことをミッションと位置付けております。

このミッションの遂行にあたり、社会・環境をはじめとするサステナビリティを巡る諸課題への適切な対応が重要な経営課題であると認識し、ステークホルダーの皆さまとの協働を通じて、持続可能な社会の構築に貢献するとともに中長期的な企業価値の向上を目指してまいります。

なお、事業を通じて取り組む重要課題と目標及び主な取組事例は、次のURLをご参照ください。

<https://www.charmcc.jp/corp/company/sdgs/>

(1) ガバナンス

当社グループでは、持続的な成長及び中長期的な企業価値向上のため、サステナビリティ推進体制を強化しており、代表取締役会長兼CEOがサステナビリティ課題に関する経営判断の最終責任を有しております。

また、当社では、執行役員会の下、経営企画室管掌取締役、経営企画室員等によるサステナビリティ推進チームを設置しております。

当該チームでは、持続可能性の観点で当社グループの企業価値を向上させるため、サステナビリティに係る当社グループの在り方を提言することを目的として以下の内容の協議等を行い、執行役員会及び取締役会へ報告いたします。

- ・中長期的な視点に立ち、事業部門と課題を共有しながら、サステナビリティに関する重要課題の特定
- ・サステナビリティに関する重要課題のリスク及び機会の識別
- ・サステナビリティに関する重要課題のリスク及び機会への対応と基本方針

取締役会は、サステナビリティ全般に関するリスク及び機会の監督に対する責任と権限を有しております。

取締役会は、執行役員会及びサステナビリティ推進チームで協議された内容の報告を受け、当社グループのサステナビリティのリスク及び機会への対応方針及び実行計画等について審議・監督を行っております。

(2) 戦略

「『豊かで実りある高齢社会』づくりに貢献する」というミッションを持つ企業として、「お客様にとって魅力的な介護サービスを提供する企業であり続けること」、「積極的に情報を開示するとともに、法令を遵守し、社会に信頼される企業であり続けること」、「従業員の創意工夫を尊重し、チャレンジできる機会とやりがいのある職場環境をつくり続けること」を企業行動基準としております。様々なステークホルダーの期待に応え、グループの健全な成長と社会への貢献を持続的に可能にするため、その主役となる社員にとって「生き生きと働きやすい職場」を創出し、「誠実な企業活動」を実践できる人材を育成することを目的として、以下の①人材育成の方針と②社内環境整備に関する方針を制定し具体的な取り組みを行っております。

① 人材育成の方針

- (i) 多様な人材が個性や能力を存分に発揮し活躍できるよう、公平かつ平等な教育研修機会を提供する
- (ii) 自身の専門性向上に意欲を持ち能力を発揮し続ける、チャレンジ精神に満ちた人材を育成する
- (iii) チームワークを大切にしながら主体的に考え行動し、自らリーダーシップを発揮する自律型人材を育成する
- (iv) お客様や仲間と笑顔で接し、コミュニケーションを大切にする人材を育成する
- (v) 社会倫理・社内規則を守り誠実に業務に取り組み、信頼の絆を大切にする人材を育成する

② 社内環境整備の方針

- (i) 一人ひとりの能力・役割とレベルに応じた研修プログラムを提供する
 - ・新卒採用の職員には、新入社員研修→1ヶ月研修→3ヶ月研修→6ヶ月研修→1年次研修→2年次研修→3年次研修と段階的な研修体系を用意しております。
 - ・中途採用の職員には、就業前研修→1ヶ月研修→3ヶ月研修→6ヶ月研修→1年次研修→コミュニケーション研修と段階的な研修体系を用意しております。
 - ・キャリアパス制度を実施し、個々人の能力を的確に把握するとともに、適切な目標管理とタスクの可視化、進捗管理の習慣付けに努めております。

(イ) キャリアアップを目指す従業員に対する階層別研修を充実させる

- ・キャリアアップを目指す職員には、リーダー候補者研修→統括リーダー候補者研修→ホーム長候補者研修と段階的な研修体系を用意しております。
- ・リーダー研修→ケアプラン研修→マネジメント研修を実施することでマネジメント能力の向上を図っております。

(ロ) D X環境に対応できるようリスキリングを充実させる

- ・ケア記録のデジタル化の浸透やI C Tを使った見守り体制の浸透、インカムでの業務効率向上の浸透を図るための研修、O J Tを実施しております。

(ハ) 自己啓発を支援する仕組みを充実させる

- ・初任者研修受講・実務者研修受講支援、介護福祉士資格取得支援、介護支援専門員資格・主任介護支援専門員資格取得支援を行うとともに、資格取得者には資格手当を支給し、自己啓発を推奨しております。

(ii) 多様な人材が活躍できる企業風土を醸成する

- ・障害者就業においては生活支援センターとの連携を重視し、外国人採用においては国内の外部事業者と連携し人材の多様性の確保を図っております。
- ・「子育てサポート企業」として、2013年に厚生労働省より認定（くるみん認定）を受けるとともに、女性の活躍を推進するための行動計画を策定し、女性が活躍できる環境づくりに努めております。

(iii) 従業員のライフスタイルに応じて働けるよう働き方の選択肢を増やす

- ・定年延長（60歳→65歳）を実施するとともに、限定正社員制度、嘱託社員年俸制を整備し、働く意欲のある職員が安心して長期間勤務できる環境づくりに努めております。
- ・産前・産後休暇制度、育児休業制度、子の看護休暇制度を整備し、出産・育児がしやすい環境づくりに努めております。
- ・介護休暇・休業制度を整備し、介護中でも働きやすい環境づくりに努めております。

(iv) 安全で健康的な職場環境を維持するため、ハラスメント、時間外勤務のゼロを目指す

- ・ハラスメント窓口を設置するとともに、労務上の課題について定期的に勉強会を実施し、ハラスメントの解消・未然防止に努めております。
- ・労働組合宛の時間外勤務報告を定期的に行い、時間外勤務の状況を労働組合とも共有し、時間外勤務ゼロを目指しております。

(3) リスク管理

当社グループにおいて、全社的なリスク管理は、リスク・コンプライアンス委員会において行っておりますが、サステナビリティに係るリスクの識別、優先的に対応すべきリスクの絞り込みについてはサステナビリティ推進チームの中でより詳細な検討を行い、共有しております。優先的に対応すべきリスクの絞り込みについては、当社グループに与える財務的影響、当社グループの活動が環境・社会に与える影響、発生可能性を踏まえて行われます。

重要なリスクは執行役員会の協議を経て戦略、計画に反映され、取締役会へ報告、監督されます。

サステナビリティに関するリスクへの対応状況は、サステナビリティ推進チームにおいてモニタリングされ、その内容は取締役会へ報告されます。

サステナビリティ関連の機会の識別評価や優先順位付けは、サステナビリティ推進チームにおいて行われ、重要と認識された機会については、執行役員会の協議を経て戦略、計画に反映され、取締役会へ報告、監督されます。

(4) 指標及び目標

当社グループでは、上記「(2) 戦略」において記載した、人材の多様性の確保を含む人材の育成方針及び社内環境整備に関する方針について、以下の指標を用いております。

指 標	実 績	目 標 (2026年6月末)
女性管理職比率	25.7%	40.0%
男女間賃金格差		
全労働者	67.0%	格差の縮小
正規雇用労働者	86.4%	格差の縮小
パート・有期労働者	78.7%	格差の縮小
男性育休取得率	57.1%	50.0%以上
女性従業員比率	73.2%	70.0%維持
特定技能外国人 就労人数	28名	30名
障がい者雇用比率	3.1%	法定雇用率以上
離職率(注)	17.7%	14.0%
一人当たりの時間外勤務時間(月間)	7時間47分	5時間以内
職種別・キャリア別研修参加人数	(延)3,670名	(延)5,500名
ホーム長等管理職の研修参加人数	(延)440名	(延)380名
新卒採用者数	62名	100名
中途採用比率	86.5%	90.0%

(注) 1 当社グループのうち、主要な事業を営む当社において関連する指標のデータ管理及び取組を行っているため、当社のみの指標及び目標を記載しております。

(注) 2 離職率について、新規ホーム開設当初は人材の出入りが多いため、開設2期経過前のホーム所属人員は除外して計算しております。

3【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

① 介護保険制度について

当社グループの事業の中心となる介護付有料老人ホーム事業は、介護保険法に定める居宅サービスのうち「特定施設入居者生活介護」において、都道府県知事等より「指定居宅サービス事業者」の指定を受け、介護報酬の給付を受けております。「指定居宅サービス事業者」の指定を受けるには、「指定居宅サービス等の事業の人員、設置及び運営に関する基準」（介護保険法に基づく厚生労働省令）を満たしている必要があり、その基準に達しないことで、監督官庁より行政処分を受けた場合には、当社グループの財政状態及び経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループが運営する住宅型有料老人ホームの場合においても、介護サービスの提供にあたり、介護保険法に定める居宅サービスのなかで必要に応じて「訪問介護」「通所介護」「居宅支援事業」等のそれぞれの指定が必要であり、各指定基準において監督官庁より行政処分を受けた場合には、当社グループの財政状態及び経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループのホームは現在それらの基準をすべて満たしておりますが、今後万が一、上記基準が満たせなくなった場合には、定められた介護報酬よりも減額される可能性があり、また、そうした期間が長期間にわたる場合には、当社グループの財政状態及び経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

2000年4月1日に施行された介護保険法は、3年毎に各都道府県・各市町村において保険事業計画の見直し、さらには介護保険法附則第2条において、施行後5年目を目途として制度全般に関して検討が加えられ、その結果に基づき必要な見直し等の措置が講ぜられるべきものとされております。2006年4月1日に施行された改正介護保険法では施設開設における総量規制が取り入れられ、介護報酬については、2009年、2012年、2014年（消費税増税分を補てんする意味合いからの臨時改定）、2015年、2017年（介護職員の処遇改善のための臨時改定）、2018年、2019年（消費税率の引上げ及び介護職員の処遇改善のための臨時改定）、2021年、2022年及び2024年に改定が行われました。

2018年4月の介護報酬改定は、2015年4月の介護報酬引下げに伴う介護事業者の厳しい経営状況及び介護職員の処遇改善等の必要性を踏まえ、小幅ながらも6年ぶりのプラス改定となりました。

また、消費税率の引き上げに伴う2019年度の臨時介護報酬改定につきましては、勤続年数10年以上の介護福祉士を中心とした特定処遇改善加算を中心としたプラス改定となっており、2021年、2022年にも介護報酬の処遇改善のための随時改定が行われております。

2024年4月の介護報酬改定は、介護職員の処遇改善とともに、地域包括ケアシステムの深化・推進、自立支援・重度化防止に向けた対応、良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり（介護ロボット、ICTテクノロジー活用促進等）、制度の安定性・持続可能性の確保など新たな加算項目が追加されるなど、プラス改定となりました。

今後、介護報酬の引下げ等の介護事業者に不利な改正がなされた場合には、当社グループの財政状態及び経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

② 競争について

今後のさらなる高齢化に伴い介護サービスへのニーズの高まりが推測され、異業種からの新規参入や同業他社の事業拡大のスピードが加速されるものと考えられます。よって、当社グループが事業展開している地域において品質向上のためのコスト増加や価格競争のさらなる激化等が生じる場合には、当社グループの財政状態及び経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

また、2006年4月1日の介護保険法改正より続いている特定施設の総量規制が緩和された場合、当社グループにおいては新規開設による拡大スピードの加速化といった利点がある反面、競争が激化し新規ホームの入居ベースの鈍化のみならず、既存ホームにおいても入居率の低下につながることも懸念されます。このため、制度改正に伴い、新規参入業者が増加した場合には、当社グループの財政状態及び経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

③ 特定事業への依存に関するリスクについて

当社グループの事業領域は介護業界のなかでも、介護付有料老人ホームを中心とした施設介護事業に集中しております。施設介護事業を含む介護業界は高齢化に伴う市場ニーズの増大により、今後もさらなる需要拡大が見込まれておりますが、今後の業界動向は介護保険法改正等の様々な外部の影響を受けることとなります。このため、在宅介護を中心とする介護保険制度への転換を意図した介護保険法や老人福祉法の改正等によって、施設介護事業を中心とした事業戦略からの転換を強いられる場合には、当社グループの財政状態及び経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

④ 従業員の確保について

「特定施設入居者生活介護」の指定を受けた介護付有料老人ホームには、人員に関する基準（資格要件、配置基準）が定められております。また、介護業界の成長に伴い、介護サービスの需要の増大や競争激化による労働力不足が懸念されている状況であります。当社グループでは、事業規模の拡大に伴い、人材の確保・育成に向けて、新卒採用及び中途採用を積極化するとともに、定着率向上のためのキャリアパス制度の再構築をはじめ、処遇改善、人事制度の見直し、教育研修制度の充実などの取り組みを行っております。また、将来の労働力不足を見据え、ＩＴ機器やＡＩの導入、人員配置の最適化等により、サービスの質を向上させつつ、業務の効率化・省力化を図ってまいります。

しかしながら、このような施策の効果が十分に得られず、従業員の確保や配置が進まない場合、当社グループの財政状態及び経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

⑤ 新規ホームの開設について

当社グループは事業拡大にあたり、今後も計画的な新規ホームの開設を進めていく所存ですが、「④介護保険制度について」で記載のとおり、2006年4月1日の介護保険法改正に伴って施設開設に対する総量規制が行われていることから、特定施設の新規開設に当たっては、各都道府県・各市町村の事業計画にしたがった公募に対して、介護事業者が応募し選定を受ける必要があります。当社グループは各都道府県・各市町村の動向やニーズを適宜把握する等の対応をしておりますが、計画通りに選定を受けることができなかった場合、当社グループの事業計画遂行に影響を及ぼす可能性があります。さらに、選定を受け、新規ホームが開設できたとしてもご入居者様の入居が円滑に進まなかった場合、あるいは従業員の募集が円滑に進まずサービスが提供できない状態が長期間続いた場合には、当社グループの財政状態及び経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

⑥ 有料老人ホームにおける土地・建物に関する契約について

当社グループが運営する有料老人ホームは、土地の定期借地契約及び建物の賃貸借契約において20年以上の契約期間を定めております。なお、原則としてその期間は解約ができないことから、当社グループにとっては安定かつ継続的に土地・建物賃借し運営できる反面、入居率の低下等に伴い利用料金の見直しが必要になった場合、当社グループの財政状態及び経営成績等に影響を及ぼす場合があります。

⑦ 差入保証金について

当社グループは介護付有料老人ホームの新規開設における賃借時に保証金を差し入れております。差入保証金の残高は2025年6月30日現在6,502百万円となっており、総資産に占める比率は12.4%であります。

当社グループは、新規開設の際の与信管理を徹底していますが、賃借先のその後の財政状態の悪化等によって、差入保証金の全部又は一部が回収できなくなった場合には、当社グループの財政状態及び経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

⑧ 有利子負債について

当社グループは今まで新規ホームの開設に伴う設備投資資金及び不動産事業に係る投資資金を主として金融機関からの借入により調達してまいりましたので、総資産に対する有利子負債残高の割合が次表のとおり高い水準で推移しております。

今後の新規ホームの開設は、土地所有者に建物を建築していただき、一括賃借する方法などにより有利子負債増加の抑制を図っているものの、これまでの影響から当分の間は有利子負債依存度が相対的に高い水準で推移していくことが予想されます。

このような状況の中、金融情勢の変化などにより計画どおりに資金調達ができず、計画的なホーム開設及び不動産事業に係る新規投資が困難となる場合や市場金利の上昇により資金調達コストが増大した場合には、当社グループの財政状態及び経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

	当連結会計年度末 (2025年6月30日)
有利子負債残高（百万円）	13,455
総資産残高（百万円）	52,414
有利子負債依存率（％）	25.7

（注）1. 有利子負債残高は、借入金及びリース債務の合計であります。

2. 有利子負債依存率は、有利子負債残高を総資産残高で除した数値を記載しております。なお、下表に記載の借入契約につきましては、財務制限条項が付されております。これに抵触した場合には当該借入金の返済もしくは新たな担保権の設定を求められ、当社グループの財政状態及び経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

金融機関名	契約締結日	当連結会計年度末 借入残高	借入種別
株 式 会 社 三 菱 UFJ 銀 行	2015年7月13日	514百万円	金銭消費貸借契約
株 式 会 社 り そ な 銀 行	2015年10月28日	349百万円	金銭消費貸借契約
	2020年9月28日	1,063百万円	金銭消費貸借契約
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	2021年12月10日	783百万円	金銭消費貸借契約

⑨ リース取引の分類の変更の可能性について

当社グループには、土地及び建物を賃借して運営しているホームがあります。その賃貸借契約には、契約期間中に中途解約を行った場合、規定損害金を支払わなければならないと定められておりますが、当社が指定した後継賃借人が契約の継続的履行を承諾した場合には、規定損害金の支払義務が免除されることが併せて定められております。当社グループは、各ホームの業績、市場環境等を総合的に勘案した結果、各ホームにおいて後継賃借人を指定することが容易であると判断した場合、当該賃貸借契約は規定損害金を支払うことなく解約可能であり、オペレーティング・リース取引と判断しております。

しかし、リース会計基準の変更、各ホームの業績および市場環境の悪化等が発生した場合には、リース取引の分類をファイナンス・リース取引に変更しなければならない可能性があります。これに伴いオペレーティング・リース取引と判断した賃貸借契約をオンバランス処理することとなった場合、リース資産及びリース債務が連結財務諸表に計上されるため、当社グループの自己資本比率が現状より低下する可能性があります。

なお、2025年6月30日現在において該当の土地及び建物に係る未経過リース料の総額は224,420百万円であります。

⑩ 固定資産の減損リスクについて

当社グループは、「固定資産の減損に係る会計基準」及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」を適用しております。今後資産の利用状況及び資産から得られるキャッシュ・フローの状況等が悪化し、減損処理が必要となった場合、当社グループの財政状態及び経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

⑪ 投資有価証券の減損リスクについて

当社グループでは、主に資本提携を目的に取引先などの投資有価証券を保有しております。投資有価証券の評価は発行会社の財政状態や経営成績及び市場価格の変動などに依存しており、当社グループでは投資先の経営状態及び市場価格の変動等を把握できる様に情報収集を行い、事前にリスクの軽減に努めております。今後実質価額及び市場価格が大幅に低下した場合、投資有価証券評価損の計上により当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑫ 自然災害について

当社グループは、2025年6月末現在、首都圏及び近畿圏において事業を展開しておりますが、これらの地域において予測不能な地震、風水害等の自然災害が発生し、ホームに影響が生じ業務を停止せざるを得ない状況や、建物や設備が損傷しその修復に多大な費用が必要となった場合、当社グループの財政状態及び経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

⑬ 高齢者向けの事業であることについて

当社グループの事業は高齢者を対象としているため、ご入居者様がホームで生活をしていく上で移動中の転倒事故等の危険性があると考えております。また、ホーム内では食事や入浴等の介護サービスの提供を行っていることから、ご入居者様の集団感染あるいは食中毒が発生する可能性もあります。

当社グループは過去の運営実績をもとにした事故防止対策や、うがい・手洗い・アルコール消毒剤等での手指消毒の徹底による感染症の集団発生の予防をはじめとした安全管理や健康管理、あるいはご入居者様への食事の外注先である給食業者への衛生管理の徹底に万全を期するよう取り組んでおりますが、万が一ホーム内での事故や感染症の流行、食中毒等が発生した場合には、当社グループの信用が低下するとともに訴訟等で損害賠償請求を受ける恐れがあり、当社グループの財政状態及び経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

また、ご入居者様が事故や病気等の理由により入院治療が必要となるなど、何らかの理由により一時的に退去者数が増加した場合にも稼働率が低下し、当社グループの財政状態及び経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

⑭ 情報管理について

当社グループの事業を運営するにあたり、ご入居者様あるいはそのご家族様の重要な個人情報を取り扱っております。システム上の情報管理については漏洩防止のため、ファイアーウォールによる外部ネットワークからのアクセス遮断、ウィルス対策ソフトによるマルウェアなどからの保護を実施するほか、原則ノートパソコンなどの電子機器の持ち出しを禁止しております。また、ノートパソコンには、起動時のパスワード管理を実施しており、第三者が容易に起動させることができない設定となっております。以上の対策を厳重に講じておりますが、万が一システム等からの情報が流出し、当社グループの信用が低下した場合、当社グループの財政状態及び経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

⑮ 風評等の影響について

当社グループの事業は、ご入居者様やそのご家族様のみならず地域住民や介護にかかわる方々からの信頼のもとに成り立つものと認識しており、従業員には経営理念を浸透させ、安定的かつ質の高いサービスを提供するよう指導、教育を行っております。しかしながら従業員の不祥事等何らかの理由で、社内、社外を問わず当社グループに対して不利益な情報や風評が流れた場合、当社グループの財政状態及び経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

⑯ 不動産事業について

当社グループは、主にヘルスケア物件を対象とした不動産開発事業及びその他不動産事業への領域拡大を行っておりますが、不動産取引は、市場環境の変化や契約条件の交渉状況によって、当社グループが保有する資産の評価損や売却損が生じる可能性があります。また、不動産開発の遅延及び中止の可能性並びに想定以上に建築費用等の費用が発生する可能性に加え、今後不動産に関連する法規（宅地建物取引業法、建築基準法等）の改廃や新設が行われる可能性もあります。これらの可能性が顕在化された場合には、当初想定した通りの収益が確保できず、当社グループの財政状態及び経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

⑰ 感染症について

国内において、新型コロナウイルスのような感染症が流行し、営業活動の自粛等により新規入居が低調に推移した場合、新規開設ホームにおいて当初想定した通りの収益が確保できず、当社グループの財政状態及び経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

また、ホーム内におきましては、感染症予防・対策の徹底により、ご入居者様の安全確保、健康維持に努めておりますが、万が一ホーム内で感染症の集団感染が発生した場合には、当社グループの信用が低下するとともに、入院されるご入居者様が一時的に増加して稼働率が低下し、当社グループの財政状態及び経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、経営成績等という。）の状況の概要は次のとおりであります。

① 財政状態及び経営成績の状況

当連結会計年度（2024年7月1日～2025年6月30日）におけるわが国経済は、緩やかに回復する一方で、アメリカの通商政策の影響による景気の下振れリスクや、物価上昇の継続による個人消費の下振れリスクが懸念され、景気の先行きは不透明感が見受けられます。

介護業界におきましては、今後も高齢者人口は増加していき、これにともない高齢者単独世帯も増加し、介護サービスに対する需要拡大が見込まれます。一方で、異業種からの新規参入により競争が激しさを増しています。加えて、介護職における雇用情勢につきましては、2025年6月の有効求人倍率は3.76倍（全国平均・常用（パート含む））と全職種平均の1.05倍を大きく上回り、介護職員の確保が引き続き課題となっているなど、当業界を取り巻く環境は厳しさを増しております。

そのような状況のなか、当社グループは、「高齢者生活サービスを中心として、お客様一人ひとりの価値観を大切にし、お客様にあった魅力的な生活を提案する」という企業理念を掲げ、開設エリアのお客様のニーズに応じた価格設定及びお客様にとって魅力的な介護サービスの提供を通じて競争優位性の確保に向けた取り組みを進めてまいりました。

また、より良い人材の確保及び定着に向け、処遇改善を継続的に行うとともに、従業員それぞれがライフスタイルに応じて働けるよう働き方の選択肢を増やし、選択的週休3日制度も導入し定着率の向上を進めております。同時にホーム運営における人員配置の適正化やIT機器の導入等による業務効率化も継続的に進めております。さらに当社グループは、介護業界における処遇No.1を方針として掲げており、2期連続でのベースアップ実施に加えて、賞与の一部月給化を進めた結果、現時点において介護業界トップレベルの給与水準を実現できていると考えております。今後とも当社グループは、お客様へより質の高いサービスが提供できるよう、従業員が働きやすい職場環境づくりに邁進してまいります。

当連結会計年度の業績につきましては、不動産事業において大幅な減収減益となったことが影響し、連結業績は減収減益となりました。介護事業におきましては、当連結会計年度にM&Aで取得したホームが入居率や運営効率に課題があり改善途上であるためその影響（△454百万円）はあるものの、それを含めても介護事業全体で5,672百万円の増収（前年同期比17.0%増）、395百万円の増益（前年同期比9.0%増）となり、持続的な成長を実現しております。当連結会計年度におきましては、当社の「既存ホーム」（開設より2年以上経過したホーム）の平均入居率は94.4%で着地しており、全体として、居室数（定員数）を順調に増やしつつ高い入居率を維持できていると考えております。

当連結会計年度にM&Aで取得したホームは、新しいホームが多いため入居率が低い状態からのスタートではあるものの、当社のノウハウにより着実に入居者数は増加中であり、運営効率化により収益力も向上してきております。

なお、当連結会計年度におきましては、M&A関連費用やM&Aで取得したホームを含めた新しいホームの入居促進費用、IT機器導入に係る初期的な費用等により、販管費率が前年同期比でやや上昇しておりますが、概ね一時的な要因によるものであります。

なお、当連結会計年度におけるホームの運営状況につきましては、運営ホーム数の合計は105ホーム、居室数は7,155室（連結子会社である株式会社ライクの5ホーム（460室）、株式会社グッドパートナーズのホスピス型住宅1ホーム（42室）に加え、当連結会計年度にM&Aにより取得したCMケア株式会社の2ホーム（130室）及び旧ケア21社の5ホーム（368室）を含む）であります。当社ホームの入居状況につきましては、ホーム開設から2年を経過した既存ホームにおける平均入居率94.4%（前年同期95.2%）と高い入居率を維持しており、開設2年未満のホームの入居につきましても着実に進んでおります。

また、2021年11月に連結子会社化した株式会社ライクの既存ホーム（取得後2年を経過したホーム）の平均入居率は98.9%（買取当初の2022年6月期中間会計期間の平均入居率は74.5%）となり、すべての既存ホームでほぼ満室の状態を継続しております。

当連結会計年度におきましては、当社グループが運営する有料老人ホームの自社所有不動産複数の売却による特別利益を見込んでおりましたが、売却予定としていた3物件の売却が延期となり、期首に想定していた特別利益の計画が未達となりました。この影響を受けて親会社株主に帰属する当期純利益も期首の計画を下回る結果となりました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は46,673百万円（前年同期比2.4%減）、営業利益は3,845百万円（前年同期比28.6%減）、経常利益は4,024百万円（前年同期比30.8%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は2,936百万円（前年同期比31.3%減）となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

a. 介護事業

介護事業の当連結会計年度の売上高は39,063百万円（前年同期比17.0%増）、セグメント利益は4,802百万円（前年同期比9.0%増）となりました。

なお、ホームの新規開設の状況につきましては、建設コストの上昇や建設業界の労働者不足等による影響が見込まれますが、引き続き、介護ニーズの伸長が見込まれる首都圏及び近畿圏の都市部において、高級住宅地を中心に、アッパーミドル～富裕層をターゲットとした高価格帯ブランド「チャームプレミアグラ
ン」、「チャームプレミア」シリーズを開設するとともに、「チャーム」シリーズ、「チャームスイート」シリーズの開設も行い、バランスの取れた積極的な新規開設を進めております。また、有料老人ホームのM&A情報が当社に多く寄せられており、情報を精査しつつ、M&Aによるホーム数の拡大も図ってまいります。当連結会計年度におきましては、M&Aにより首都圏5ホーム、近畿圏2ホームの計7ホームが当社グループに加わりました。さらに、有料老人ホームの居抜き物件情報も寄せられており次期の新規開設が決定しております。

当連結会計年度における新規開設及び取得の状況は以下のとおりです。

案件	所在	居室数	開設・取得年月
チャームスイート旗の台	東京都大田区	60室	2024年7月
チャームスイート宝塚小浜	兵庫県宝塚市	80室	2024年8月
チャームスイート苦楽園	兵庫県西宮市	72室	2024年9月
M&A取得ホーム① チャームスイート久我山	東京都杉並区	66室	2024年9月
M&A取得ホーム② チャームスイート豊洲	東京都江東区	96室	2024年9月
M&A取得ホーム③ チャームスイート夙川	兵庫県西宮市	73室	2024年9月
チャームスイート神戸垂水	兵庫県神戸市	95室	2024年10月
チャーム栗東	滋賀県栗東市	80室	2024年10月
M&A取得ホーム④ チャーム大森	東京都大田区	50室	2024年10月
M&A取得ホーム⑤ チャーム新川崎	神奈川県川崎市	80室	2024年10月
M&A取得ホーム⑥ チャームスイート北畠	大阪市阿倍野区	71室	2024年11月
M&A取得ホーム⑦ チャームスイート品川大井	東京都品川区	62室	2024年11月
チャームスイート西新宿	東京都新宿区	69室	2025年4月
合計13ホーム（首都圏7ホーム、近畿圏6ホーム）		954室	

b. 不動産事業

不動産事業におきましては、当連結会計年度は当初の予定どおり1件の開発案件（「北烏山案件」）の売却とその他の不動産の売却を完了いたしました。「北烏山案件」は期首の予定どおりの売却となりましたが、建築費の大幅な上昇により、開発着手した当初の想定利益計画を大幅に下回りました。その他の収益物件の売却につきましては、想定していた期首の売却予定額に大幅に届かない結果となりましたが、期中に売却を完了することができました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は5,607百万円（前年同期比57.1%減）、セグメント利益は65百万円（前年同期比96.5%減）となりました。

c. その他事業

その他の事業として、連結子会社である株式会社グッドパートナーズが行っている人材派遣、人材紹介、訪問看護等の事業があります。当連結会計年度におきましては、業績は概ね順調に推移いたしました。

株式会社グッドパートナーズにおいては、2024年11月に当社グループ第1号のホスピス型住宅を以下のとおりオープンし、業績は好調に推移しております。

名称	所在	居室数	開設・取得年月
アテニティ玉川学園	東京都町田市	42室	2024年11月

また、連結子会社であるチャームシニアリビング株式会社が行っている有料老人ホーム等への入居者紹介事業におきましては、当社グループのホームへの入居促進に貢献してきております。

なお、株式会社グッドパートナーズおよびチャームシニアリビング株式会社は決算期変更により2024年5月1日から2025年6月30日までの14ヶ月決算となっております。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は2,611百万円（前年同期比40.6%増）、セグメント利益は126百万円（前年同期比34.0%増）となりました。

財政状態の状況は次のとおりであります。

（資産）

当連結会計年度末の資産合計は前連結会計年度末と比べ5,075百万円増加し、52,414百万円となりました。このうち、流動資産合計は前連結会計年度末と比べ2,509百万円減少し、21,905百万円となり、この主な内訳は、現金及び預金が9,149百万円、売掛金が3,763百万円、金銭の信託が6,274百万円となっております。固定資産合計は前連結会計年度末と比べ7,585百万円増加し30,509百万円となり、この主な内訳は、有形固定資産が16,492百万円、差入保証金が6,502百万円となっております。

（負債）

当連結会計年度末の負債合計は前連結会計年度末と比べ3,103百万円増加し、31,736百万円となりました。このうち、流動負債合計は前連結会計年度末と比べ1,542百万円増加し、23,582百万円となり、この主な内訳は、短期借入金5,787百万円、未払金が2,255百万円、契約負債が12,884百万円となっております。固定負債合計は前連結会計年度末と比べ1,561百万円増加し、8,153百万円となり、この主な内訳は長期借入金が6,175百万円となっております。

（純資産）

当連結会計年度末の純資産合計は前連結会計年度末と比べ1,971百万円増加し、20,678百万円となりました。この主な内訳は、資本金が2,759百万円、資本剰余金が2,768百万円、利益剰余金が15,157百万円となっております。

② キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末に比べ3,490百万円減少し、9,149百万円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度における営業活動の結果、得られた資金は3,731百万円（前年同期は10,534百万円の獲得）となりました。これは主に、税金等調整前当期純利益4,391百万円、契約負債の増加額1,179百万円、減価償却費982百万円及び棚卸資産の減少額753百万円により資金を得た一方で、法人税等の支払額2,761百万円があったことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度における投資活動の結果、支出した資金は8,509百万円（前年同期は1,668百万円の支出）となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出4,695百万円、投資有価証券の取得による支出2,152百万円及び金銭の信託の取得による支出940百万円があった一方で、有形固定資産の売却による収入838百万円を得たことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度における財務活動の結果、獲得した資金は1,282百万円（前年同期は3,039百万円の支出）となりました。これは主に、長期借入れによる収入2,874百万円により資金を得た一方で、長期借入金の返済による支出1,611百万円、配当金の支払額980百万円があったことによるものであります。

③ 生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

該当事項はありません。

b. 受注実績

該当事項はありません。

c. 販売実績

当連結会計年度の販売実績は次のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)	前年同期比 (%)
介護事業 (百万円)	39,063	117.0
不動産事業 (百万円)	5,607	42.9
その他事業 (百万円)	2,002	145.5
合計 (百万円)	46,673	97.6

(注) 最近2連結会計年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前連結会計年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)		当連結会計年度 (自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)	
	金額 (百万円)	割合 (%)	金額 (百万円)	割合 (%)
サムライ特定目的会社	5,932	12.4	—	—

(注) 当連結会計年度の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、当該割合が10%未満であるため記載を省略しております。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中における将来に関する事項については、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

① 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。

この連結財務諸表を作成するにあたって、当連結会計年度における資産・負債及び当連結会計年度の収益・費用の報告数値並びに開示に影響を与える見積りを行っております。当該見積りに際しては、過去の実績や状況に応じて、合理的と思われる要因等に基づき行っておりますが、見積り特有の不確実性により、実際の結果はこれら見積りと異なる場合があります。

連結財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び仮定のうち、重要なものは「第5 経理の状況
1 連結財務諸表等（1）連結財務諸表 注記事項（重要な会計上の見積り）」に記載のとおりであります。

② 当連結会計年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

a. 経営成績等

1) 財政状態

当社グループの当連結会計年度の財政状態につきましては、「（1）経営成績等の状況の概要 ①財政状態及び経営成績の状況」をご参照ください。

2) 経営成績

（売上高）

当連結会計年度における売上高は46,673百万円となりました。これは主に、開設2年目を経過した当社既存ホームにおいて94.4%（前期95.2%）と高い入居率を維持していることに加え、不動産事業における1件の開発案件の売却によるものであります。開設2年未満のホームの入居につきましても順調に進んでおります。

（売上総利益）

売上原価につきましては、39,429百万円となりました。これは主に、前連結会計年度に開設した7ホーム及び当連結会計年度に開設した13ホームの運営経費（労務費、地代家賃、給食費等）が増加したほか、不動産事業における1件の開発案件の売却に伴う不動産販売原価が発生したことによるものであります。

この結果、売上総利益は7,244百万円となりました。

（営業利益）

販売費及び一般管理費につきましては、3,399百万円となりました。これは主に、企業規模の拡大に伴う人件費や租税公課、支払手数料の増加に加え、のれん償却費を計上したことによるものであります。

この結果、営業利益は3,845百万円となりました。

（経常利益）

営業外収益につきましては、補助金収入193百万円等を、営業外費用につきましては、支払利息102百万円等を計上しております。

この結果、経常利益は4,024百万円となりました。

（親会社株主に帰属する当期純利益）

税金等調整前当期純利益は4,391百万円となる一方で、法人税等は1,455百万円となりました。

この結果、親会社株主に帰属する当期純利益は2,936百万円となりました。

また、1株当たり当期純利益は89円89銭となりました。

3) キャッシュ・フローの分析

当連結会計年度におけるキャッシュ・フローの状況につきましては、「（1）経営成績等の状況の概要

②キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

b. 経営成績に重要な影響を与える要因について

当社グループの中核事業である介護事業は、介護付有料老人ホームの運営がその大部分を占めております。介護付有料老人ホームは、介護保険法に基づき各都道府県より指定を受け、介護報酬の給付を受けておりますため、介護報酬の基準単価等の給付水準が変更されるような介護報酬の改正がなされた場合には、当社グループの事業の状況に関わらず、当社グループの経営成績に重要な影響を与える可能性があります。

また、今後の介護サービス需要の拡大に伴い懸念される労働力不足の問題は、当社グループにおきましても重要な経営課題と認識しております。当社グループとしましては、人材の確保・育成に向けて、長期的な労働力確保を視野に入れた新卒採用の強化や従業員の処遇改善の充実、キャリアパス制度の適切な運営、実践に即した教育研修の実施を進めており、また、将来の労働力不足を見据え、IT機器やAIの導入、人員配置の最適化等により、サービスの質を向上させつつ、業務の効率化・省力化を図ってまいります。このような施策の効果が十分に得られず、人員の確保に多額のコストが掛かる場合には、当社グループの経営成績に重要な影響を与える可能性があります。

c. 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社グループは運営資金及び設備資金につき、主として自己資金及び金融機関からの借入により資金調達しており、運転資金については短期借入金で、設備資金については長期借入金で調達することを基本としております。

なお、当連結会計年度末時点における長期借入金（1年内返済予定を含む）の残高は7,290百万円、短期借入金の残高は5,787百万円、現金及び預金は9,149百万円となっております。

d. 経営方針・経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等について

当社グループは「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等（1）経営方針 ②目標とする経営指標」に記載のとおり、有料老人ホームの安定した運営の観点から入居率を、また、安定した経営と堅実な成長の持続という観点から売上高成長率及び売上高経常利益率を重要な経営指標と位置付け、これらの向上を重視して経営に取り組んでおります。

当連結会計年度における、開設2年目を経過した当社既存ホームにおける入居率は94.4%と前期比で0.8ポイント低下はしておりますが、引き続き業界トップレベルの高い数字を維持しております。

当社グループは、引き続き当該指標の向上に取り組み、業界No. 1を目指してまいります。

5【重要な契約等】

2024年4月1日前に締結された業務提携契約については、「企業内容等の開示に関する内閣府令及び特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」附則第3条第4項により記載を省略しております。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額6,833百万円で、その主なものは次のとおりであります。

介護事業における新規ホーム開設等にもなう建物建築費および介護施設の備品設備等として3,797百万円、差入保証金として914百万円の投資を実施しております。

なお、以下の主要な設備を売却しております。

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	固定資産売却益 (百万円)	売却年月
CMケア株式会社	チャーム大森 (東京都大田区)	介護事業	有料老人ホーム (建物及び土地)	367	2025年6月

2【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

当社における主要な設備は、以下のとおりであります。

2025年6月30日現在

セグメントの 名称	所在地 (事業所数)	設備の 内容	帳簿価額						従業員数 (人)
			建物及び構築物 (百万円)	土地 (百万円) (面積㎡)	リース 資産 (百万円)	差入 保証金 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)	
介護事業	大阪府 (14事業所)	有料老人 ホーム	1,199	—	56	775	144	2,174	453 (162)
	京都府 (10事業所)	有料老人 ホーム	1,610	—	13	542	150	2,316	192 (57)
	兵庫県 (21事業所)	有料老人 ホーム	4,395	1,007 (3,767.65)	101	877	305	6,687	388 (109)
	奈良県 (5事業所)	有料老人 ホーム	1,577	—	2	72	61	1,713	107 (25)
	東京都 (42事業所)	有料老人 ホーム	13	—	156	3,384	559	4,114	758 (164)
	神奈川県 (4事業所)	有料老人 ホーム	—	—	0	279	18	297	85 (18)

- (注) 1. 帳簿価額には、建設仮勘定の金額を含んでおりません。
2. 帳簿価額のうち「その他」は、機械及び装置、工具、器具及び備品、ソフトウェア、リース資産（無形固定資産）、無形固定資産（その他）の合計であります。
3. 現在休止中の重要な設備はありません。
4. 上記の他、リース契約による主な賃借設備は、次のとおりであります。

セグメントの 名称	所在地 (事業所数)	設備の内容	リース期間	年間リース料 (百万円)	リース契約残高 (百万円)
介護事業	大阪府 (14事業所)	有料老人ホーム (オペレーティング・リース)	20～50年	833	18,699
	京都府 (10事業所)	有料老人ホーム (オペレーティング・リース)	25～50年	569	14,171
	兵庫県 (21事業所)	有料老人ホーム (オペレーティング・リース)	25～50年	1,205	25,704
	奈良県 (5事業所)	有料老人ホーム (オペレーティング・リース)	25～50年	138	2,916
	東京都 (42事業所)	有料老人ホーム (オペレーティング・リース)	25～30年	5,041	143,780
	神奈川県 (4事業所)	有料老人ホーム (オペレーティング・リース)	30年	397	9,853

5. 従業員数の（ ）は、臨時雇用者の年間平均雇用人員（1日8時間換算）を外書きしております。

(2) 国内子会社

当社における主要な設備は、以下のとおりであります。

2025年6月30日現在

会社名	セグメントの 名称	所在地 (事業所数)	設備の 内容	帳簿価額						従業員数 (人)
				建物及び構築物 (百万円)	土地 (百万円) (面積㎡)	リース 資産 (百万円)	差入 保証金 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)	
(株)ライク	介護事業	大阪府 (5事業 所)	有料老人 ホーム	576	557 (3,729.63)	—	104	62	1,300	122 (56)

- (注) 1. 帳簿価額には、建設仮勘定の金額を含んでおりません。
2. 帳簿価額のうち「その他」は、機械及び装置、工具、器具及び備品、ソフトウェア、リース資産（無形固定資産）、無形固定資産（その他）の合計であります。
3. 現在休止中の重要な設備はありません。
4. 上記の他、リース契約による主な賃借設備は、次のとおりであります。

会社名	セグメントの 名称	所在地 (事業所数)	設備の内容	リース期間	年間リース料 (百万円)	リース契約残高 (百万円)
(株)ライク	介護事業	大阪府 (5事業所)	有料老人ホーム (オペレーティング・リース)	30年～35年	198	5,462

5. 従業員数の（ ）は、臨時雇用者の年間平均雇用人員（1日8時間換算）を外書きしております。

3【設備の新設、除却等の計画】

当社グループの設備投資については、景気予測、業界動向、投資効率等を総合的に勘案して策定しております。

なお、重要な設備の新設、除却等の計画は次のとおりであります。

(1) 重要な設備の新設

2025年6月30日現在

セグメント の名称	所在地 (事業所数)	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び 完了予定年月	完成後の 増加能力
			総額 (百万円)	既支払額 (百万円)			
介護事業	近畿圏 (9ホーム)	有料老人ホーム	6,300	222	自己資金及び 借入金	2025年7月～ 2028年6月	客室数 671室
介護事業	首都圏 (16ホーム)	有料老人ホーム	3,400	273	自己資金及び 借入金	2025年7月～ 2026年6月	客室数 1,151室

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第 4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	84,800,000
計	84,800,000

② 【発行済株式】

種類	事業年度末 現在発行数（株） (2025年 6 月30日)	提出日現在発行数（株） (2025年 9 月24日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	32,712,000	32,712,000	東京証券取引所 プライム市場	完全議決権株式であります。 なお、権利内容に何ら限定の ない当社における標準となる 株式であり、単元株式数は100 株であります。
計	32,712,000	32,712,000	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

第1回新株予約権

決議年月日	2017年9月26日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役（社外取締役を除く）2
新株予約権の数（個） ※	367（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株） ※	普通株式 14,680（注）1、2、6
新株予約権の行使時の払込金額（円） ※	1（注）6
新株予約権の行使期間 ※	自 2017年11月1日 至 2047年10月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） ※	発行価格 516 資本組入額 258 （注）3、6
新株予約権の行使の条件 ※	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注）5

※ 当事業年度の末日（2025年6月30日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2025年8月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注) 1. 新株予約権の数

新株予約権1個につき目的となる株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、40株とする。

2. 新株予約権の目的となる株式の数

新株予約権を割り当てる日後、当社が普通株式につき、株式分割（当社普通株式の無償割当を含む。以下、同じ。）又は株式併合を行う場合は、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、付与株式数を次の計算式により調整する。

調整後付与株式数＝ 調整前付与株式数× 分割又は併合の比率

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、当社は取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

4. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日から10日（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）を経過するまでの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。

5. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して、以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）については、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき新株予約権者に交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社の新株予約権を新たに交付するものとする。

ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は再編対象会社普通株式とし、新株予約権の行使により交付する再編対象会社普通株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2. に準じて決定する。

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該新株予約権の目的となる株式数を乗じた金額とする。再編後行使価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たりの金額を1円とする。

(4) 新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。

(5) 新株予約権の取得に関する事項

下記に準じて決定する。

① 新株予約権者が権利行使をする前に、上記4. の定め又は新株予約権割当契約の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合、当社は取締役会が別途定める日をもって当該新株予約権を無償で取得することができる。

② 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画の承認の議案が株主総会（株主総会が不要な場合は取締役会）において承認された場合は、取締役会が別途定める日をもって、同日時点で権利行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

(7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記3. に準じて決定する。

6. 2018年4月1日付及び2020年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第2回新株予約権

決議年月日	2018年9月26日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役（社外取締役を除く） 2
新株予約権の数（個）※	449（注） 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 8,980（注） 1、2、6
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	1（注） 6
新株予約権の行使期間 ※	自 2018年11月1日 至 2048年10月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 783 資本組入額 392（注） 3、6
新株予約権の行使の条件 ※	（注） 4
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注） 5

※ 当事業年度の末日（2025年6月30日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2025年8月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

（注） 1. 新株予約権の数

新株予約権1個につき目的となる株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、20株とする。

2. 新株予約権の目的となる株式の数

新株予約権を割り当てる日後、当社が普通株式につき、株式分割（当社普通株式の無償割当を含む。以下、同じ。）又は株式併合を行う場合は、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、付与株式数を次の計算式により調整する。

調整後付与株式数＝ 調整前付与株式数× 分割又は併合の比率

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、当社は取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

（1）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

（2）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記（1）記載の資本金等増加限度額から上記（1）に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

4. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日から10日（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）を経過するまでの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。

5. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して、以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）については、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき新株予約権者に交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社の新株予約権を新たに交付するものとする。

ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

（1）交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。

（2）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は再編対象会社普通株式とし、新株予約権の行使により交付する再編対象会社普通株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2. に準じて決定する。

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該新株予約権の目的となる株式数を乗じた金額とする。再編後行使価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たりの金額を1円とする。

(4) 新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。

(5) 新株予約権の取得に関する事項

下記に準じて決定する。

① 新株予約権者が権利行使をする前に、上記4. の定め又は新株予約権割当契約の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合、当社は取締役会が別途定める日をもって当該新株予約権を無償で取得することができる。

② 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画の承認の議案が株主総会（株主総会が不要な場合は取締役会）において承認された場合は、取締役会が別途定める日をもって、同日時点で権利行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

(7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記3. に準じて決定する。

6. 2020年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第3回新株予約権

決議年月日	2019年9月25日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役（社外取締役を含む非業務執行取締役を除く） 2
新株予約権の数（個）※	478（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 9,560（注）1、2、6
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	1（注）6
新株予約権の行使期間 ※	自 2019年11月1日 至 2049年10月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 1,093 資本組入額 547（注）3、6
新株予約権の行使の条件 ※	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注）5

※ 当事業年度の末日（2025年6月30日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2025年8月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

（注）1. 新株予約権の数

新株予約権1個につき目的となる株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、20株とする。

2. 新株予約権の目的となる株式の数

新株予約権を割り当てる日後、当社が普通株式につき、株式分割（当社普通株式の無償割当を含む。以下、同じ。）又は株式併合を行う場合は、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、付与株式数を次の計算式により調整する。

調整後付与株式数＝ 調整前付与株式数× 分割又は併合の比率

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、当社は取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

（1）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

（2）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記（1）記載の資本金等増加限度額から上記（1）に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

4. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日から10日（10日目が休日にあたる場合には翌営業日）を経過するまでの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。

5. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して、以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）については、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき新株予約権者に交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社の新株予約権を新たに交付するものとする。

ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は再編対象会社普通株式とし、新株予約権の行使により交付する再編対象会社普通株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2. に準じて決定する。

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該新株予約権の目的となる株式数を乗じた金額とする。再編後行使価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たりの金額を1円とする。

(4) 新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。

(5) 新株予約権の取得に関する事項

下記に準じて決定する。

① 新株予約権者が権利行使をする前に、上記4. の定め又は新株予約権割当契約の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合、当社は取締役会が別途定める日をもって当該新株予約権を無償で取得することができる。

② 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画の承認の議案が株主総会（株主総会が不要な場合は取締役会）において承認された場合は、取締役会が別途定める日をもって、同日時点で権利行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

(7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記3. に準じて決定する。

6. 2020年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第4回新株予約権

決議年月日	2020年9月25日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役（社外取締役を含む非業務執行取締役を除く） 2
新株予約権の数（個）※	850（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 8,500 （注）1、2
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	1
新株予約権の行使期間 ※	自 2020年10月31日 至 2050年10月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 1,112 資本組入額 556 （注）3
新株予約権の行使の条件 ※	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注）5

※ 当事業年度の末日（2025年6月30日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2025年8月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

（注）1. 新株予約権の数

新株予約権1個につき目的となる株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、10株とする。

2. 新株予約権の目的となる株式の数

新株予約権を割り当てる日後、当社が普通株式につき、株式分割（当社普通株式の無償割当を含む。以下、同じ。）又は株式併合を行う場合は、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、付与株式数を次の計算式により調整する。

調整後付与株式数＝ 調整前付与株式数× 分割又は併合の比率

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、当社は取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

（1）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

（2）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記（1）記載の資本金等増加限度額から上記（1）に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

4. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日から10日（10日目が休日にあたる場合には翌営業日）を経過するまでの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。

5. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して、以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）については、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき新株予約権者に交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社の新株予約権を新たに交付するものとする。

ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は再編対象会社普通株式とし、新株予約権の行使により交付する再編対象会社普通株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2. に準じて決定する。

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該新株予約権の目的となる株式数を乗じた金額とする。再編後行使価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たりの金額を1円とする。

(4) 新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。

(5) 新株予約権の取得に関する事項

下記に準じて決定する。

① 新株予約権者が権利行使をする前に、上記4. の定め又は新株予約権割当契約の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合、当社は取締役会が別途定める日をもって当該新株予約権を無償で取得することができる。

② 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画の承認の議案が株主総会（株主総会が不要な場合は取締役会）において承認された場合は、取締役会が別途定める日をもって、同日時点で権利行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

(7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記3. に準じて決定する。

②【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】
該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金残高 (百万円)
2020年1月1日 (注)	16,356,000	32,712,000	—	2,759	—	2,748

(注) 発行済株式総数の増加は、2020年1月1日付で実施した株式分割（普通株式1株を2株に分割）によるものです。

(5) 【所有者別状況】

2025年6月30日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数100株）								単元未満 株式の状況 （株）
	政府及び 地方公共団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	－	9	23	37	104	45	6,058	6,276	－
所有株式数 （単元）	－	61,063	10,381	101,947	37,620	325	115,607	326,943	17,700
所有株式数の 割合（％）	－	18.68	3.18	31.18	11.50	0.10	35.36	100.00	－

（注）自己株式43,612株は、「個人その他」に436単元及び「単元未満株式の状況」に12株を含めて記載しております。

(6) 【大株主の状況】

2025年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（％）
株式会社エス・ティー・ケー	大阪府吹田市春日3丁目20番8号	9,600,000	29.39
下村 隆彦	兵庫県宝塚市	5,302,300	16.23
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	東京都中央区晴海1丁目8番12号	3,534,400	10.82
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	東京都港区赤坂一丁目8番1号	2,262,300	6.93
GOVERNMENT OF NORWAY （常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店）	BANKPLASSEN 2,0107 OSLO 1 OSLO 010 7 NO （東京都新宿区新宿6丁目27番30号）	430,100	1.32
東急不動産株式会社	東京都渋谷区道玄坂1丁目21番1号	396,500	1.21
J Pモルガン証券株式会社	東京都千代田区丸の内2丁目7番3号	371,071	1.14
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505044 （常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部）	ONE CONGRESS STREET SUITE 1 BOSTON MASSACHUSETTS （東京都港区港南2丁目15番1号）	350,300	1.07
チャーム・ケア・コーポレーション従業員持株会	大阪市北区中之島3丁目6番32号	336,200	1.03
丸本 桂三	東京都文京区	322,400	0.99
計	－	22,905,571	70.11

（注）1. 上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。

株式会社日本カストディ銀行（信託口）（信託銀行）	3,534,400株
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,262,300株

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年6月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 43,600	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 32,650,700	326,507	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。
単元未満株式	普通株式 17,700	—	—
発行済株式総数	32,712,000	—	—
総株主の議決権	—	326,507	—

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式が12株含まれております。

② 【自己株式等】

2025年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
株式会社チャーム・ ケア・コーポレーション	大阪市北区中之島 三丁目6番32号	43,600	—	43,600	0.13
計	—	43,600	—	43,600	0.13

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(百万円)
当事業年度における取得自己株式	59	0
当期間における取得自己株式	—	—

(注) 当期間における取得自己株式数には、2025年9月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(百万円)	株式数(株)	処分価額の総額(百万円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他(ストックオプションの行使による減少)	—	—	—	—
その他(譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分)	10,100	14	—	—
保有自己株式数	43,612	—	43,612	—

(注) 当期間における保有自己株式数には、2025年9月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

3【配当政策】

当社は、利益配分につきまして、株主利益の向上を重要な課題と位置付け、利益水準及び配当性向等を総合的に勘案したうえで安定的な配当を行うことを基本方針としております。具体的には配当性向30%以上を基準とし、今後の事業環境を勘案しつつ決定することとしております。

この方針に基づき、2025年6月期まで年1回の剰余金の配当を期末に行うことを基本としておりましたが、株主の皆様への利益還元の機会の充実を図るため、2026年6月期より中間配当を実施することといたしました。

なお、当社は剰余金の配当について、「剰余金の配当等会社法第459条第1項に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる」旨を定款に定めておりますので、これらの配当の決定機関は、いずれも取締役会であります。

上記方針に基づき、剰余金の処分につきましては、当期業績並びに今後の事業展開を勘案し、2025年9月25日開催予定の定時株主総会の議案(決議事項)として、「剰余金処分の件」を提案しており、当該議案が承認可決されますと以下の通り当社普通株式1株につき金34.00円となる予定であります。

決議年月日	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)
2025年9月25日 定時株主総会決議(予定)	1,110	34.00

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスに関し、経営上の最重要課題の一つと位置付け、すべてのステークホルダーの利益を重視しつつ、経営管理組織、体制を整備し、経営効率の向上、経営監視機能の強化、法令遵守の徹底に取り組んでおります。

そして、「高齢者生活サービスを中心として、お客様お一人おひとりの価値観を大切にし、お客様にあった魅力的な生活を提案します。」という理念のもと、ご入居者様に心安らかに過ごしていただける有料老人ホームを運営し、お客様にとって魅力的（Charm）な介護サービス（Care）を提供してまいります。

当社は社会の高齢化を前向きにとらえ、社会に貢献できる企業でありたいと願っています。

② 企業統治の体制の概要

当社は、株主総会を会社の最高意思決定機関として、毎事業年度終了後3ヵ月以内に定時株主総会を開催しております。

会社の意思決定機関であります取締役会は、業務執行取締役である下村 隆彦、小梶 史朗、前田 好彦及び横山 滋樹、社外取締役である山澤 俱和、西門 賢治及び田中 公子の合計7名（うち社外取締役3名）で構成され、代表取締役社長兼COOである小梶 史朗が議長となり、原則毎月1回定例取締役会を開催しているほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会は、経営目標や経営戦略等の重要な事業戦略を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督する権限を有しております。

また、当社は監査役設置会社であり、常勤監査役である小酒 俊朗、非常勤監査役である大鹿 博文及び榎本 聖の合計3名（うち社外監査役2名）により監査役会を構成しております。監査役会は原則毎月1回開催し、ガバナンスのあり方とその運用状況を監視するとともに、取締役の職務執行を含む日常活動の監査を行っております。また、株主総会や取締役会への出席や、監査役監査等を実施し、取締役の業務執行を監視できる体制となっております。さらに、会計監査人やリスクマネジメント室と連携し、実効性のあるモニタリングに取り組んでおります。

取締役会及び監査役会の機能を補完する任意機関として指名委員会及び報酬委員会を2021年9月28日に設置いたしました。指名委員会及び報酬委員会の構成は、取締役会が選定した3名以上の取締役で構成するものとし、その過半数は独立社外取締役としており、現在の委員会構成は下記のとおりであります。

（指名委員会構成員の氏名）

代表取締役会長兼CEO	下村 隆彦（委員長）
独立社外取締役	山澤 俱和
独立社外取締役	西門 賢治

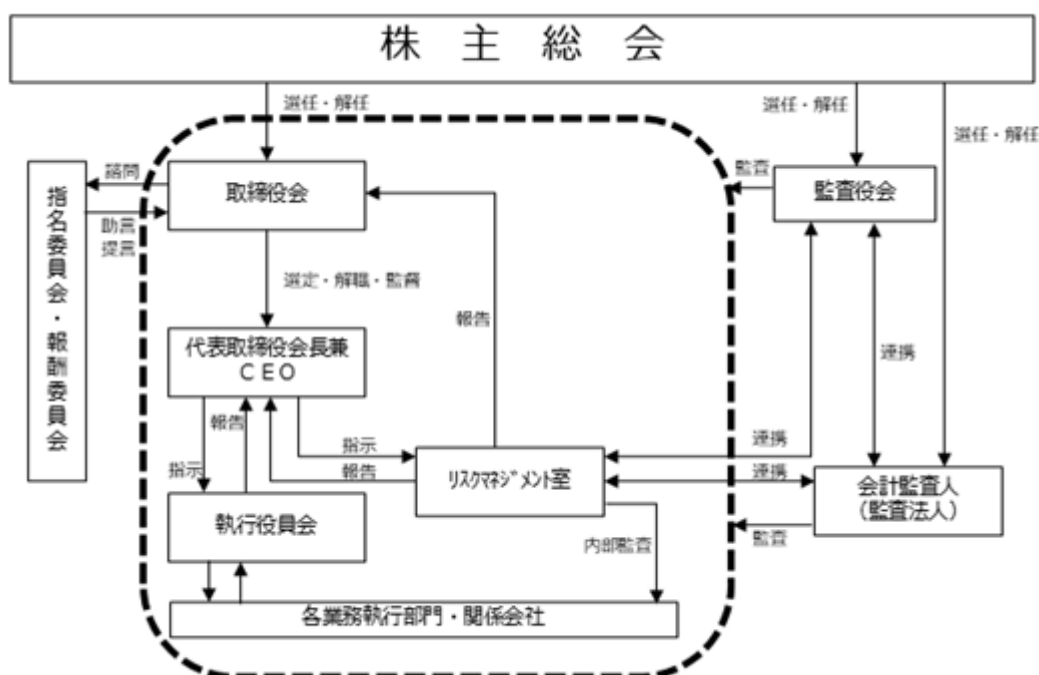
（報酬委員会構成員の氏名）

代表取締役会長兼CEO	下村 隆彦（委員長）
独立社外取締役	山澤 俱和
独立社外取締役	田中 公子

指名委員会は、取締役会の構成に関する事項、取締役の選任及び解任に関する事項並びに代表取締役の選定に関する事項を、報酬委員会は、取締役の報酬体系及び報酬決定の方針に関する事項並びに取締役の報酬の内容に関する事項について審議し、取締役会に対して助言・提言を行うことにより、取締役会の監督機能の強化、コーポレートガバナンス体制の一層の充実を図ることとしております。

なお、当社は、2025年9月25日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として、「取締役7名選任の件」を提案しており、当該議案が承認可決された場合、取締役会の構成に変更はありません。

当社のコーポレート・ガバナンス体制について図示すると次のとおりであります。



③ 当該体制を採用する理由

当社は、社外取締役3名を選任して、より広い見地からの経営の意思決定の実施及び業務執行の監督機能の強化を図るとともに、監査役3名中の2名を社外監査役とすることで経営への監視機能を確保しております。また、コーポレート・ガバナンスにおいては、外部からの客観的、中立の経営監視の機能が重要と考えており、社外取締役3名及び社外監査役2名による監督・監査が実施されることにより、外部からの経営モニタリング機能が十分に機能する体制が整っていると考えております。そのため、現状の体制としております。

④ 取締役会等の活動状況

イ. 取締役会の活動状況

当事業年度において当社は取締役会を17回開催しており、個々の取締役の出席状況については次のとおりであります。

氏 名	役 職	出席状況
下村 隆彦	代表取締役会長兼CEO	17回／17回（100％）
小椋 史朗	代表取締役社長兼COO	17回／17回（100％）
前田 好彦	取締役執行役員	17回／17回（100％）
横山 滋樹	取締役執行役員	17回／17回（100％）
山澤 俱和	社外取締役	17回／17回（100％）
西門 賢治	社外取締役	17回／17回（100％）
田中 公子	社外取締役	17回／17回（100％）
小酒 俊朗	社外監査役（常勤）	17回／17回（100％）
大鹿 博文	監査役	17回／17回（100％）
榎本 堅	社外監査役	17回／17回（100％）

上記のほか、会社法第370条及び当社定款第25条の規定に基づき取締役会決議があったものとみなす書面決議を随時実施し、迅速な意思決定を行っております。当事業年度において書面決議は2回実施いたしました。

取締役会における具体的な検討内容として、当事業年度につきましては、新規施設の開設及び開発、重要な会社財産の処分、設備投資、M&A案件、人材育成方針及び社内環境整備方針、中期経営計画、人事異動、役員報酬、決算及び予算、株主総会、社内規程、グループ会社間取引、取締役会実効性評価、業務執行状況、内部統制、内部監査などに関する事項であります。

《取締役会の実効性評価》

当社は、2022年8月より、毎年1回、取締役会の実効性評価を実施することを決定し、当年度は2024年8月から9月にかけて実施いたしました。

a. 評価方法

- ・実施方法：アンケート方式（選択式、自由記述あり）
- ・対 象：全取締役及び全監査役

- ・主な項目：取締役会の運営について
取締役会の構成について
取締役会の審議について
取締役会の運営全般について

b. 評価結果の概要及び今後の対応

アンケートの結果について、取締役会において分析・評価し、取締役会は概ね有効に機能し実効性が確保されていることは確認できたものの、取締役会の運営面、取締役会の構成、取締役会における審議の内容等についての課題を共有し、今後継続して改善に努めていくものとしております。

ロ. 任意の指名委員会・報酬委員会の活動状況

当事業年度における活動状況及び具体的な検討内容については次のとおりであります。

a. 指名委員会

(指名委員会の活動状況)

氏 名	地 位	出席状況
下村 隆彦	委員長	2回／2回(100%)
山澤 俱和	委員	2回／2回(100%)
西門 賢治	委員	2回／2回(100%)

(指名委員会における具体的な検討内容)

- ・取締役の指名に関する選任基準、選任プロセスの確認
- ・株主総会に付議する取締役選任議案
- ・取締役会に付議する代表取締役選定議案

b. 報酬委員会

(報酬委員会の活動状況)

氏 名	地 位	出席状況
下村 隆彦	委員長	2回／2回(100%)
山澤 俱和	委員	2回／2回(100%)
田中 公子	委員	2回／2回(100%)

(報酬委員会における具体的な検討内容)

- ・取締役の個人別報酬額決定プロセスの確認
- ・取締役会に付議する取締役の個人別報酬額

⑤ 企業統治に関するその他の事項

イ. 内部統制システム整備の状況

当社は、2011年10月17日の取締役会にて「内部統制システムの整備に関する基本方針」を定める決議を行っており、より適正かつ効率的な体制を構築するため、適宜見直しを行っております。なお、直近では、2020年7月17日開催の取締役会において、同方針を改定しております。

a. 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・取締役及び使用人が法令及び定款を遵守し、倫理観をもって事業活動を行う企業風土を構築するため、当社全体に適用する「株式会社チャーム・ケア・コーポレーション企業理念」を定めております。
- ・法令及び定款の遵守体制の実効性を確保するため、取締役会の決議により、取締役会に直属するリスク・コンプライアンス委員会を設置いたしました。このリスク・コンプライアンス委員会は、取締役及び使用人の法令遵守意識の定着と運用の徹底を図るため、研修等必要な諸活動を推進し、管理を行っております。
- ・各部門の責任者は、部門固有のコンプライアンス及びリスクを認識し、法令遵守体制の整備及び推進に努めております。
- ・代表取締役会長兼CEOに直属するリスクマネジメント室を設置し、法令及び定款の遵守体制の有効性の監査を行うとともに、各部門の内部管理体制の適切性・有効性の検証・評価を行い、その改善を促すことにより、使用人の職務執行の適法性を確保しております。

b. 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役の職務の執行に係る情報は、文書化（電磁的記録を含む）のうえ、経営判断等に用いた関連資料とともに保存しております。管理対象文書とその保管部門、保存期間及び管理方法等を「文書管理規程」に定めております。
- ・取締役の職務の執行に係る情報は、監査役等から要請があった場合に備え、適時閲覧可能な状態を維持しております。

c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

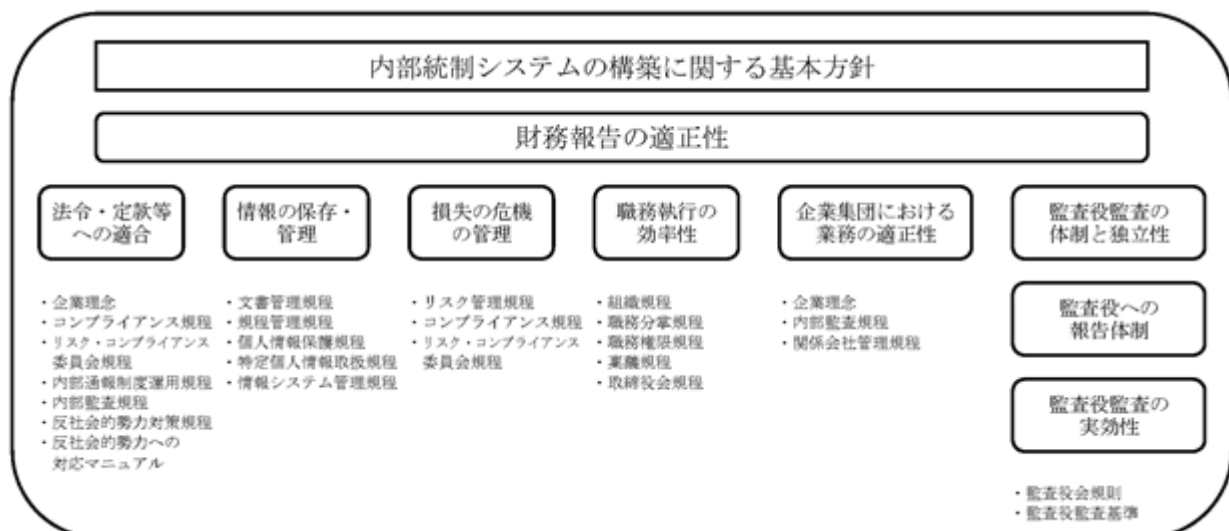
全社的なリスク管理、事業活動に伴うリスク管理及び危機管理対策からなるリスク管理体制を適切に構

築し、適宜その体制を点検することによって有効性を向上させるため、以下の事項を定めております。

- ・リスク管理の全体最適を図るため、「リスク管理規程」、「コンプライアンス規程」及び「リスク・コンプライアンス委員会規程」に基づき、取締役会の諮問機関であるリスク・コンプライアンス委員会にて、当社グループのリスクマネジメントに関する計画等を策定し、取締役会において審議するようにしております。
 - ・リスク・コンプライアンス委員会をリスクマネジメントの推進部署として位置づけ、「リスク管理規程」、「コンプライアンス規程」及び「リスク・コンプライアンス委員会規程」に従い、当社グループの横断的なリスクマネジメント体制の整備、検証及びリスク情報の一元管理を行っております。
 - ・各部門においては経営に重大な影響を及ぼすおそれのあるリスクの洗い出しを行い、適時にリスク・コンプライアンス委員会に対し報告し、適切な対応を行うこととしております。
 - ・代表取締役会長兼CEOに直属するリスクマネジメント室を設置し、当社の事業において発生する様々なリスクについて、当社が被る不利益を最小限に止めるべく、調査・対応を行うとともに、予防・再発防止のための施策の策定、実施を行っております。リスクマネジメント室は、リスク・コンプライアンス違反の状況について、必要に応じて調査を行い、その結果を代表取締役会長兼CEO及びリスク・コンプライアンス委員会に報告するようにしております。
 - ・リスクマネジメント室はリスク・コンプライアンス委員会から報告されるリスクマネジメント体制の状況について、必要があればその有効性を監査し、その結果を代表取締役会長兼CEOに報告するようにしております。また、必要に応じて、監査役及び各部門長に報告するようにしております。
- d. 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制
- 意思決定の機動性を高め、効率的な業務執行を行い、その実効性を向上させるため、以下の事項を定めております。
- ・取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するため、取締役会の運営に関する「取締役会規程」を定めるとともに、取締役会を原則として月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催しております。
 - ・年度予算に基づき、予算期間における計数的目標を明示するとともに、予算と実績の差異分析を通じて所期の業績目標の達成を図るようにしております。
- e. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 当社及び子会社を対象にした法令遵守体制の構築及び適切な経営管理のため、以下の事項を定めております。
- ・当社は、子会社を管理する経営企画室を設置し、「関係会社管理規程」に基づき子会社を管理する体制としております。また、子会社の業務及び取締役等の職務執行の状況を定期的に当社の取締役会に報告しております。
 - ・当社は、当社グループにおける経営の健全性の向上を図るため、子会社の取締役又は監査役を必要に応じて派遣するとともに、子会社の管理を行う経営企画室が子会社の業務内容等について定期的な報告を受け重要案件については事前協議を行うこととしております。
 - ・当社グループ間における取引において、取引の実施及び取引条件の決定等に関する手続きを定め、グループ間における取引の客観性及び合理性を確保しております。
 - ・コンプライアンス上の重要な問題を審議するために、リスク・コンプライアンス委員会を設置し、法令等に違反する行為など不適切な行為を未然に防止し、取締役及び使用人の法令遵守体制の強化を図っております。
 - ・リスクマネジメント室は、当社の法令及び定款の遵守体制の有効性について監査を行うとともに、監査を受けた各部門に、是正、改善の必要があるときには、適時にその対策を講じるよう、適切な指導を行っております。
- f. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、必要な人数やその能力・経験・権限を取締役と監査役との協議のうえ決定することとしております。
- g. 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 当該使用人の任命、評価、異動、賞罰は監査役会の同意を要するものとし、また、当該使用人は監査役の指揮命令のみ服するものとしております。
- h. 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制
- ・監査役の要請に応じて、当社及び子会社の取締役及び使用人は必要事項の報告を行い、リスクマネジメント室は内部監査の結果等をすみやかに報告することとしております。
 - ・当社及び子会社の取締役及び使用人は、重大な法令・定款違反及び不正行為又は会社に著しい損害を与える事実を知ったときには、適時に報告することとしております。
 - ・通報者が不利益を被ることがないよう「内部通報制度運用規程」を定めることで、内部通報制度の実効性を確保しております。

- i. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握できるようにするため、監査役は取締役会のほか、他の重要な会議に出席しております。また、監査役から要求のあった文書等は随時提供することとしております。
 - ・監査役又は監査役会が監査の実施のために弁護士、公認会計士その他社外の専門家に対して助言を求める又は調査、鑑定その他の事務を委託する等所要の費用を請求するときは、当該請求に係る費用が監査役の職務の執行に必要なでないと認められる場合を除き、これを拒むことはできないようにしております。
- j. 財務報告の適正性を確保するための体制
- 金融商品取引法に基づく内部統制報告制度への対応を、企業基盤強化のインフラ整備の一環として位置付け、組織の業務全体に係わる財務情報を集約したものである財務報告の適正性を確保するために、当該財務報告に係わる内部統制の有効かつ効率的な整備、運用及び評価を行います。
- k. 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的な考え方
- ・当社は「反社会的勢力対策規程」及び「反社会的勢力への対応マニュアル」等の社内規程に明文の根拠を設け、代表取締役会長兼CEO以下組織全員が一丸となって反社会的勢力の排除に取り組んでおります。
 - ・反社会的勢力とは取引関係を含めて一切関係を持ちません。また、反社会的勢力による不当要求は一切を拒絶いたします。
- l. 反社会的勢力との取引排除に向けた整備状況
- ・「反社会的勢力対策規程」及び「反社会的勢力への対応マニュアル」において反社会的勢力に対する姿勢について明文化し、全従業員の行動指針としております。
 - ・反社会的勢力の排除を推進するため総務室を統括管理部署とし、また、各ホームに不当要求対応の責任者を設置しております。
 - ・「コンプライアンス規程」及び「リスク・コンプライアンス委員会規程」等の関係規程等を整備し、反社会的勢力排除のための体制構築に取り組んでおります。
 - ・取引先等について、反社会的勢力との関係に関して確認を行っております。
 - ・反社会的勢力の該当有無の確認のため、外部関係機関等から得た反社会的勢力の情報収集に取り組んでおります。
 - ・反社会的勢力からの不当要求に備え、平素から警察、弁護士等の外部専門機関と密接な連携関係の構築に努めております。

なお、内部統制システムの模式図は次のとおりであります。



ロ. リスク管理体制の整備の状況

当社は、リスク管理体制の整備を図ることを前提に、「リスク管理規程」、「コンプライアンス規程」及び「リスク・コンプライアンス委員会規程」を施行しており、これに基づき当社の事業活動におけるコンプライアンス体制の確立、浸透、定着という目的のため、代表取締役会長兼CEOを委員長としたリスク・コンプライアンス委員会を設置・開催しております。また、不測の事態における、連絡経路や責任者を選任する他、必要に応じて弁護士、税理士、社会保険労務士等の専門家の助言を仰ぐなど鋭意リスク回避に努めております。

⑥ 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等である者を除く。）及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

⑦ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び子会社の役員、執行役員及び管理職従業員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者がその業務につき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が負担することとなる損害が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、填補の対象としないこととしております。

⑧ 取締役の定数

当社の取締役は10名以内とする旨定款に定めております。

⑨ 取締役の選解任の決議要件

当社は、取締役の選任に関する株主総会の決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、定款に定めております。これは、株主総会における取締役の選任に関する定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。なお、取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

⑩ 取締役会で決議できる株主総会決議事項

イ、当社は、株主への機動的な利益還元等を可能とするため、剰余金の配当及び自己株式の取得等、会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる旨を定款に定めております。

ロ、当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する取締役及び監査役（取締役及び監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。これは取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

⑪ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするためであります。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

a. 2025年9月24日（有価証券報告書提出日）現在の当社の状況は、以下のとおりであります。

男性 9名 女性 1名 （役員のうち女性の比率 10.0%）

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有 株式数 (株)
代表取締役 会長兼CEO	下村 隆彦	1943年6月3日生	1966年4月 株式会社岡組 入社 1969年4月 下村建設株式会社 入社 1969年6月 同社取締役 1973年6月 同社代表取締役 2004年11月 当社代表取締役社長 2008年6月 下村建設株式会社 取締役会長 （現任） 2014年7月 当社代表取締役社長 事業開発部長 2015年7月 当社代表取締役社長 2020年7月 当社代表取締役会長兼社長 2021年11月 ウェルヴィル株式会社 社外取締役 （現任） 2024年10月 当社代表取締役会長兼CEO （現任） 2025年1月 株式会社東急イーライフデザイン 社外取締役（現任）	(注) 3	5,302,300
代表取締役 社長兼COO	小堀 史朗	1974年2月13日生	1999年4月 株式会社安心ネットワーク 入社 2004年6月 当社 入社 2015年7月 当社事業開発部長 2017年6月 当社事業本部副本部長 首都圏事業部 長 2017年9月 当社取締役 事業本部副本部長 首都 圏事業部長 2019年7月 当社取締役 常務執行役員 事業本部 副本部長 首都圏事業部長 2022年7月 当社取締役 常務執行役員 DX推進室長兼事業構想室長 2024年10月 当社代表取締役社長兼COO DX推進室長兼事業構想室長 2025年7月 当社代表取締役社長兼COO （現任）	(注) 3	34,820
取締役 執行役員	前田 好彦	1965年2月12日生	1987年4月 株式会社大和銀行（現 株式会社りそ な銀行）入行 2017年4月 株式会社埼玉りそな銀行 オペレー ション改革部長 2019年4月 株式会社みなと銀行 執行役員 事務統括部副担当兼事務推進部担当 兼証券国際事務部副担当 2021年4月 株式会社関西みらいフィナンシャル グループ 執行役員 プロセス改革部 担当 株式会社みなと銀行 執行役員 プロ セス改革部担当兼事務推進部担当 2022年4月 同行 執行役員 プロセス改革部担当 統括 株式会社関西みらい銀行 執行役員 プロセス改革部担当 2023年4月 当社執行役員 2023年9月 当社取締役執行役員（現任）	(注) 3	2,200
取締役 執行役員 業務管理室長	横山 滋樹	1974年5月14日生	1997年4月 株式会社安心ネットワーク 入社 2004年6月 当社入社 2019年7月 当社業務管理室長（現任） 2021年7月 当社執行役員 2023年9月 当社取締役執行役員（現任） 2023年9月 株式会社ライク 代表取締役社長（現 任）	(注) 3	30,920

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有 株式数 (株)
取締役	山澤 俱和	1947年11月26日生	1971年4月 京阪神急行電鉄株式会社 入社 1999年6月 阪急電鉄株式会社 統括本部副本部長 兼広報室長 2000年6月 同社取締役 統括本部長 2002年4月 株式会社第一阪急ホテルズ (現 株式会社阪急阪神ホテルズ) 代表取締役社長 2007年6月 阪急阪神ホールディングス株式会社 取締役 2012年4月 株式会社阪急阪神ホテルズ 代表取締役会長 2012年6月 阪神高速道路株式会社 代表取締役社長 2014年4月 株式会社阪急阪神ホテルズ 顧問 2016年6月 阪神高速道路株式会社 顧問 2017年6月 株式会社池田泉州銀行 社外取締役 2017年9月 当社社外取締役 (現任) 2018年6月 株式会社池田泉州ホールディングス 社外取締役 2018年6月 株式会社池田泉州銀行 非業務執行取 締役 2023年7月 学校法人大阪経済大学 理事長 (現 任)	(注) 3	—
取締役	西門 賢治	1970年4月7日生	1993年4月 株式会社住友銀行 (現 株式会社三井 住友銀行) 入行 2009年9月 株式会社エディオン 入社 I R・広 報部長 2010年8月 グリーンホスピタルサプライ株式会 社 入社 財務・経理部長 2012年6月 同社取締役 財務・経理部長 2015年6月 同社常務取締役 財務・経理部長 2016年6月 シップヘルスケアホールディングス 株式会社 入社 経営管理室長 2019年4月 アイネット・システムズ株式会社 取 締役 日本パナユーズ株式会社 取締役 (現任) 株式会社 I & C 取締役 (現任) 2019年7月 株式会社日本システム家具 取締役 2019年10月 株式会社日本ネットワークサービス 取締役 2020年9月 当社社外取締役 (現任) 2021年6月 日本パナユーズ株式会社 代表取締役 社長 2022年6月 アイネット・システムズ株式会社 監 査役 2023年6月 株式会社日本ネットワークサービス 監査役 2024年6月 グリーンホスピタルサプライ株式会 社 専務取締役 管理本部長 (現任) 2025年2月 株式会社コッコー 取締役 (現任)	(注) 3	—

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有 株式数 (株)
取締役	田中 公子	1957年7月6日生	1981年5月 日本航空株式会社 入社 2011年1月 シミックホールディングス株式会社 入社 2012年4月 同社社長室 執行役員 2016年4月 寺田倉庫株式会社 入社 2019年3月 東邦レマック株式会社 社外取締役 2019年9月 株式会社匠創生 顧問 2020年9月 和洋女子大学 看護学部 非常勤講師 2021年9月 当社社外取締役（現任） 2021年11月 株式会社ストレージ王 社外監査役 2024年4月 株式会社イムラ 社外取締役（現任） 2024年8月 株式会社サカタのタネ 社外監査役（現任） 2025年4月 株式会社ストレージ王 社外取締役（現任）	(注) 3	—
監査役	小酒 俊朗	1958年10月1日生	1982年4月 カネボウ株式会社 入社 2006年5月 カネボウ・トリニティ・ホールディングス株式会社（現 クラシエホールディングス株式会社）転籍 2013年3月 クラシエ製薬株式会社 常務執行役員 2015年3月 クラシエホールディングス株式会社 執行役員財務・経理室長 2020年3月 クラシエホームプロダクツ株式会社 副社長執行役員 2021年3月 クラシエホールディングス株式会社 取締役常務執行役員 クラシエホームプロダクツ株式会社 取締役副社長執行役員 2022年3月 ホーユー株式会社 監査役 2023年3月 朋友ホールディングス株式会社 監査役（現任） 2023年9月 当社監査役（現任）	(注) 4	—
監査役	大鹿 博文	1952年2月28日生	1977年4月 鐘紡株式会社 入社 1987年3月 大和証券株式会社 入社 1996年2月 同社大阪公開引受部長 2007年4月 イーウエストコンサルティング株式会社設立 代表取締役（現任） 2008年10月 当社社外取締役 2011年9月 当社監査役（現任） 2015年12月 株式会社ジェノバ 社外監査役（現任）	(注) 4	—

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有 株式数 (株)
監査役	榎本 堅	1956年2月23日生	1979年4月 株式会社大和銀行（現 株式会社りそな銀行） 入行 2010年8月 共英製鋼株式会社 入社 監査部担当部長 2015年6月 同社執行役員 本社経理部担当役員補佐兼情報システム部長 2017年6月 同社取締役執行役員 コンプライアンス・本社人事総務部担当 2018年6月 同社上席執行役員 コンプライアンス・本社人事総務部担当 2020年6月 同社顧問 2021年2月 当社社外監査役（現任）	(注) 4	—
計					5,370,240

- (注) 1. 取締役 山澤 俱和、西門 賢治及び田中 公子は、社外取締役であります。
2. 監査役 小酒 俊朗及び榎本 堅は、社外監査役であります。
3. 2024年9月26日開催の定時株主総会の終結の時から2025年6月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
4. 2023年9月27日開催の定時株主総会の終結の時から2027年6月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
5. 当社は、業務執行の迅速化を目的として、執行役員制度を導入しております。取締役を兼務していない執行役員は以下の7名であります。
- | | |
|-----------------|-------|
| 執行役員人事部長 | 山田智和 |
| 執行役員不動産事業部長 | 加藤博志 |
| 執行役員リスクマネジメント室長 | 古川郁太郎 |
| 執行役員首都圏介護事業部長 | 伊田幸太 |
| 執行役員経営企画室長 | 遠藤圭太 |
| 執行役員近畿圏介護事業部長 | 森本敏文 |
| 執行役員教育研修部長 | 斉藤亜希子 |

b. 2025年9月25日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として「取締役7名選任の件」を提案しおり、当該議案が承認可決されますと、当社の役員の状況は下記のとおりとなる予定であります。なお、役員の役職等につきましては、当該定時株主総会の直後に開催が予定される取締役会の決議事項の内容（役職等）を含めて記載しております。

男性 9名 女性 1名 （役員のうち女性の比率 10.0％）

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 会長兼CEO	下村 隆彦	1943年6月3日生	1966年4月 株式会社岡組 入社 1969年4月 下村建設株式会社 入社 1969年6月 同社取締役 1973年6月 同社代表取締役 2004年11月 当社代表取締役社長 2008年6月 下村建設株式会社 取締役会長 (現任) 2014年7月 当社代表取締役社長 事業開発部長 2015年7月 当社代表取締役社長 2020年7月 当社代表取締役会長兼社長 2021年11月 ウェルヴィル株式会社 社外取締役 (現任) 2024年10月 当社代表取締役会長兼CEO (現任) 2025年1月 株式会社東急イーライフデザイン 社外取締役 (現任)	(注) 3	5,302,300
代表取締役 社長兼COO	小堀 史朗	1974年2月13日生	1999年4月 株式会社安心ネットワーク 入社 2004年6月 当社 入社 2015年7月 当社事業開発部長 2017年6月 当社事業本部副本部長 首都圏事業部長 2017年9月 当社取締役 事業本部副本部長 首都圏事業部長 2019年7月 当社取締役 常務執行役員 事業本部 副本部長 首都圏事業部長 2022年7月 当社取締役 常務執行役員 DX推進室長兼事業構想室長 2024年10月 当社代表取締役社長兼COO DX推進室長兼事業構想室長 2025年7月 当社代表取締役社長兼COO (現任)	(注) 3	34,820
取締役 執行役員	前田 好彦	1965年2月12日生	1987年4月 株式会社大和銀行（現 株式会社りそな銀行）入行 2017年4月 株式会社埼玉りそな銀行 オペレーション改革部長 2019年4月 株式会社みなと銀行 執行役員 事務統括部副担当兼事務推進部担当 兼証券国際事務部副担当 2021年4月 株式会社関西みらいフィナンシャルグループ 執行役員 プロセス改革部 担当 株式会社みなと銀行 執行役員 プロセス改革部担当兼事務推進部担当 2022年4月 同行 執行役員 プロセス改革部担当 統括 株式会社関西みらい銀行 執行役員 プロセス改革部担当 2023年4月 当社執行役員 2023年9月 当社取締役執行役員（現任）	(注) 3	2,200

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役 執行役員 業務管理室長	横山 滋樹	1974年 5月14日生	1997年 4月 2004年 6月 2019年 7月 2021年 7月 2023年 9月 2023年 9月	株式会社安心ネットワーク 入社 当社入社 当社業務管理室長（現任） 当社執行役員 当社取締役執行役員（現任） 株式会社ライク 代表取締役社長（現任）	(注) 3	30,920
取締役	山澤 俱和	1947年11月26日生	1971年 4月 1999年 6月 2000年 6月 2002年 4月 2007年 6月 2012年 4月 2012年 6月 2014年 4月 2016年 6月 2017年 6月 2017年 9月 2018年 6月 2018年 6月 2023年 7月	京阪神急行電鉄株式会社 入社 阪急電鉄株式会社 統括本部副本部長 兼広報室長 同社取締役 統括本部部長 株式会社第一阪急ホテルズ （現 株式会社阪急阪神ホテルズ） 代表取締役社長 阪急阪神ホールディングス株式会社 取締役 株式会社阪急阪神ホテルズ 代表取締役会長 阪神高速道路株式会社 代表取締役社長 株式会社阪急阪神ホテルズ 顧問 阪神高速道路株式会社 顧問 株式会社池田泉州銀行 社外取締役 当社社外取締役（現任） 株式会社池田泉州ホールディングス 社外取締役 株式会社池田泉州銀行 非業務執行取 締役 学校法人大阪経済大学 理事長（現 任）	(注) 3	—
取締役	西門 賢治	1970年 4月 7日生	1993年 4月 2009年 9月 2010年 8月 2012年 6月 2015年 6月 2016年 6月 2019年 4月 2019年 7月 2019年10月 2020年 9月 2021年 6月 2022年 6月 2023年 6月 2024年 6月 2025年 2月	株式会社住友銀行（現 株式会社三井 住友銀行） 入行 株式会社エディオン 入社 I R・広 報部長 グリーンホスピタルサプライ株式会 社 入社 財務・経理部長 同社取締役 財務・経理部長 同社常務取締役 財務・経理部長 シップヘルスケアホールディングス 株式会社 入社 経営管理室長 アイネット・システムズ株式会社 取 締役 日本パナユーズ株式会社 取締役 （現任） 株式会社 I & C 取締役（現任） 株式会社日本システム家具 取締役 株式会社日本ネットワークサービス 取締役 当社社外取締役（現任） 日本パナユーズ株式会社 代表取締役 社長 アイネット・システムズ株式会社 監 査役 株式会社日本ネットワークサービス 監査役 グリーンホスピタルサプライ株式会 社 専務取締役 管理本部部長（現任） 株式会社コッコー 取締役（現任）	(注) 3	—

1

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	田中 公子	1957年7月6日生	1981年5月 日本航空株式会社 入社 2011年1月 シミックホールディングス株式会社 入社 2012年4月 同社社長室 執行役員 2016年4月 寺田倉庫株式会社 入社 2019年3月 東邦レマック株式会社 社外取締役 2019年9月 株式会社匠創生 顧問 2020年9月 和洋女子大学 看護学部 非常勤講師 2021年9月 当社社外取締役（現任） 2021年11月 株式会社ストレージ王 社外監査役 2024年4月 株式会社イムラ 社外取締役（現任） 2024年8月 株式会社サカタのタネ 社外監査役（現任） 2025年4月 株式会社ストレージ王 社外取締役（現任）	(注) 3	—
監査役	小酒 俊朗	1958年10月1日生	1982年4月 カネボウ株式会社 入社 2006年5月 カネボウ・トリニティ・ホールディングス株式会社（現 クラシエホールディングス株式会社）転籍 2013年3月 クラシエ製薬株式会社 常務執行役員 2015年3月 クラシエホールディングス株式会社 執行役員財務・経理室長 2020年3月 クラシエホームプロダクツ株式会社 副社長執行役員 2021年3月 クラシエホールディングス株式会社 取締役常務執行役員 クラシエホームプロダクツ株式会社 取締役副社長執行役員 2022年3月 ホーユー株式会社 監査役 2023年3月 朋友ホールディングス株式会社 監査役（現任） 2023年9月 当社監査役（現任）	(注) 4	—
監査役	大鹿 博文	1952年2月28日生	1977年4月 鐘紡株式会社 入社 1987年3月 大和証券株式会社 入社 1996年2月 同社大阪公開引受部長 2007年4月 イーウエストコンサルティング株式会社設立 代表取締役（現任） 2008年10月 当社社外取締役 2011年9月 当社監査役（現任） 2015年12月 株式会社ジェノバ 社外監査役（現任）	(注) 4	—

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役	榎本 堅	1956年2月23日生	1979年4月 株式会社大和銀行（現 株式会社りそな銀行） 入行 2010年8月 共英製鋼株式会社 入社 監査部担当部長 2015年6月 同社執行役員 本社経理部担当役員補佐兼情報システム部長 2017年6月 同社取締役執行役員 コンプライアンス・本社人事総務部担当 2018年6月 同社上席執行役員 コンプライアンス・本社人事総務部担当 2020年6月 同社顧問 2021年2月 当社社外監査役（現任）	(注) 4	—
計					5,370,240

(注) 1. 取締役 山澤 俱和、西門 賢治及び田中 公子は、社外取締役であります。

2. 監査役 小酒 俊朗及び榎本 堅は、社外監査役であります。

3. 2025年9月25日開催の定時株主総会の終結の時から2026年6月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

4. 2023年9月27日開催の定時株主総会の終結の時から2027年6月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

5. 当社は、業務執行の迅速化を目的として、執行役員制度を導入しております。取締役を兼務していない執行役員は以下の7名であります。

執行役員人事部長	山田智和
執行役員不動産事業部長	加藤博志
執行役員リスクマネジメント室長	古川郁太郎
執行役員首都圏介護事業部長	伊田幸太
執行役員経営企画室長	遠藤圭太
執行役員近畿圏介護事業部長	森本敏文
執行役員教育研修部長	斉藤亜希子

② 社外役員の状況

当社は、社外取締役として山澤俱和、西門賢治及び田中公子の3名が就任しております。各氏ともに、当社との間に特別な利害関係がなく、また現に一般株主との利益相反が生じるおそれがないだけでなく、将来においても生じるおそれがないことから、社外取締役として適任であると判断しております。さらに、各氏は企業経営における豊富な経験と高い見識を有しており、当社の経営に有効な意見表明及び経営陣に対する指導・監督に加え、コンプライアンス及び企業価値向上の観点からの経営モニタリングを行っております。

なお、社外取締役西門賢治氏は、当社のその他の関係会社の親会社に該当するシップヘルスケアホールディングス株式会社のグループ会社の取締役に就任しております。当社はシップヘルスケアホールディンググループ各社との間に定常的な取引がありますが、同社との取引額は僅少であります。

また、社外監査役として小酒俊朗及び榎本堅の2名が就任しております。各氏ともに、当社との間に特別な利害関係がなく、また現に一般株主との利益相反が生じるおそれがないだけでなく、将来においても生じるおそれがないことから、社外監査役として適任であると判断しております。さらに、各氏は企業経営や経営戦略について豊富な知識・経験と十分な能力を有しており、適切な企業統治の観点から取締役の業務執行の妥当性及び適法性を確保するために必要な助言等を行っております。

なお、当社は、社外取締役及び社外監査役の独立性に関する基準又は方針を定めてはおりませんが、選任に当たっては、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程を参考にして一般株主との利益相反の生じるおそれのない者を選任しており、社外取締役及び社外監査役は会計監査人やリスクマネジメント室と連携し、実効性のあるモニタリングに取り組んでおります。

③ 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

当社は、取締役会、各監査役及び監査役会を中心としたコーポレート・ガバナンス体制を構築しており、この体制の下、取締役会における質問や意見が適宜行われ、業務執行に対して監査役の立場から監視がなされています。また、監査役会では各取締役から業務執行についての報告を受け、質疑応答を行っていることや監査役及び監査役会が会計監査人や内部監査部門と相互に連携を図っていることから監査機能が強化されており、客観的中立的な立場から経営を監視することが十分にできております。

また、常勤監査役から非常勤監査役に情報伝達を行っているほか、社外取締役及び社外監査役は取締役及び常勤監査役と定期的な打ち合わせを行うことで情報の共有を図っております。

(3) 【監査の状況】

① 内部監査及び監査役監査等の状況

当社は、内部管理体制強化のために、代表取締役会長兼CEO直轄のリスクマネジメント室を設置し、公認内部監査人（CIA）保持者1名を含む5名を配置しております。

リスクマネジメント室長は、当社の定める「内部監査規程」に基づき当社の業務運営と財産管理の実態を調査し、諸法令、定款及び諸規程集の準拠性を確認するという観点から全部門を対象に監査を実施しております。監査結果は代表取締役会長兼CEO及び取締役会に報告され、業務活動の改善及び適切な運営に資するよう勧告、助言等を行っております。また、必要に応じて監査役及び会計監査人と連携を図ることで、より実効性の高い監査を実施しております。

監査役は、常勤監査役1名と非常勤監査役2名で構成され、株主総会や取締役会に加え、執行役員会議、リスクコンプライアンス委員会への参加のほか、内部監査への立会い及び会計監査人やリスクマネジメント室との意見交換や監査結果の聴取等を実施し、取締役会の意思決定プロセスの監視や検証及び内部統制システムの構築と運用の監査の実施などにより監査の充実を図っております。また、毎月1回開催される監査役会で監査役同士の情報交換に加え、原則隔月開催の社外取締役との情報交換会を行い、監査機能の一層の充実を図っております。

なお、非常勤監査役大鹿博文は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

当事業年度は監査役会を13回開催しており、個々の監査役の出席状況については次のとおりです。

氏 名	開催回数	出席回数
小酒 俊朗	13回	13回
大鹿 博文	13回	13回
榎本 堅	13回	13回

監査役会における具体的な検討内容は、監査役監査の方針・計画、内部統制システム、会計監査人の評価及び会計監査人に対する監査報酬の妥当性等であります。

監査役の活動は、取締役会及び執行役員会議等への出席や代表取締役との意見交換、会計士監査の立会い、稟議等重要な書類の閲覧、子会社を含む事業所への往査等であります。常勤監査役につきましては、上記の活動のほか継続的に関係部署にヒアリングを行い、監査役監査の充実を図っております。

② 会計監査の状況

a. 監査法人の名称

仰星監査法人

b. 継続監査期間

18年間

c. 業務を執行した公認会計士

池上由香氏及び大川泰広氏

d. 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士5名、その他8名

e. 監査法人の選定方針と理由

当社は、会計監査人の選定にあたり、監査法人が当社の事業について相応の知見を有するとともに、監査実績や監査品質、効率的な監査を実施することができる体制の整備状況等を総合的に判断し、選定することとしております。

f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

監査役は、四半期ごとに会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど、連携を図っております。これらの内容に基づき、監査役会で監査法人の評価を行った結果、仰星監査法人による会計監査は適正に行われていると評価しております。

③ 監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬の内容

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	24	—	25	—
連結子会社	—	—	—	—
計	24	—	25	—

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬（aを除く）

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	—	3	—	—
連結子会社	—	—	—	—
計	—	3	—	—

前連結会計年度の当社における非監査業務の内容は、財務・税務デューデリジェンス業務等であります。

c. その他重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針としましては、会計監査人より提示された監査報酬見積額に対して内容の説明を受け、両者の協議の上、監査役会の同意を得て決定しております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目別監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき会社法第399条第1項の定めに基づいた同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、2021年9月28日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を次のとおり決議しております。なお、2024年9月26日開催の取締役会において、同方針を一部改定しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認し、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

イ. 基本方針

当社の役員の報酬は、役員が中長期的な業績の向上を図るため、各人の役割及び職位等に応じ、当社の業績、経営環境等を総合的に考慮の上、株主総会で承認された報酬枠の範囲内でその額及び配分を決定しております。

ロ. 業績連動報酬等に関する方針

業績連動報酬等は原則として採用しておりません。但し、基本報酬決定の際に、業績や経営環境等も考慮して決定するものとしております。

ハ. 非金銭報酬等に関する方針

2021年9月28日開催の定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬制度の導入を決議しております。

当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、年に1度付与いたします。

なお、2021年9月28日開催の定時株主総会において、株式報酬型ストック・オプション制度は廃止いたしました。

ニ. 報酬等の割合に関する方針

報酬等の種類ごとの割合については、非金銭報酬等の合計額が、社外取締役を除く個人別基本報酬等の合計額の概ね25%以内となるようにしております。

ホ. 報酬等の付与時期や条件に関する方針

(i) 基本報酬

重任予定の取締役については、支給する事業年度の前事業年度の業績等に基づき、事業年度末日の属する月である6月に翌事業年度の報酬月額を決定し、翌7月より支給することとしております。また、新任予定の取締役については、毎年9月に開催する定時株主総会の終結後に翌10月から翌年6月までの報酬月額を決定し、翌10月より支給するものとしております。なお、事業年度途中で、職位の変更があった場合には、報酬月額を見直すことができるものとしております。

(ii) 譲渡制限付株式報酬

毎年1回、取締役会において、譲渡制限付株式報酬規程に従い、当事業年度の各人への割当株数、1株当たりの払込金額、付与する時期など、譲渡制限付株式の付与について決定するものとしております。なお、対象取締役に対して支給される報酬総額は、金銭報酬額とは別枠で年額20百万円以内、本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数は年15,000株以内となっております。

へ. 報酬等の決定の委任に関する事項

取締役の個人別の報酬等の内容の決定は、代表取締役会長兼CEOに一任できるものとしております。委任する権限の内容は、個人別の基本報酬の額を決定する権限とし、権限が適切に行使されるための措置として、個人別の基本報酬の額は以下の手続きを経た上で決定するものとしております。

- (i) 予算・人事を担当する取締役（以下、「担当取締役」という）が、支給する事業年度の前事業年度の基本報酬をもとに個人別の基本報酬額の前案を作成する。
- (ii) 代表取締役会長兼CEOが(i)の原案を確認し、各人の役割及び職位等に応じ、当社の業績、経営環境等を総合的に考慮して、必要に応じて修正する。
- (iii) 原案又は(ii)により修正した原案について、任意の報酬委員会の諮問にかける。
- (iv) 任意の報酬委員会は、諮問を受けた事項について審議を行い、代表取締役会長兼CEOに対して助言・提言を行う。報酬委員会の助言・提言により、代表取締役会長兼CEOは必要に応じて再度修正し、決定する。
- (v) 代表取締役会長兼CEOは、決定した個人別の基本報酬の額を担当取締役に報告する。
- (vi) 報告を受けた担当取締役は、必要に応じて開示の要否等を判断する。

ト. 役員の報酬等に関する株主総会の決議年月日

(i) 取締役の報酬限度額

取締役の報酬額は、2017年9月26日開催の第33回定時株主総会において、年額120百万円以内（うち社外取締役分は年額20百万円以内）と決議しております。なお、当社定款上の取締役の員数の上限は10名となります。

また、上記とは別枠で、社外取締役を除く取締役に対して、2021年9月28日開催の第37回定時株主総会において、譲渡制限付株式を対象取締役に対して報酬総額年額20百万円以内かつ発行又は処分される当社の普通株式の総数年15,000株以内とする決議しております。

(ii) 監査役の報酬限度額

監査役の報酬額は、2007年9月27日開催の第23回定時株主総会において、年額30百万円以内と決議しております。なお、当社定款上の監査役の員数の上限は5名となります。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）				対象となる役員 の員数 (人)
		基本報酬	ストック オプション	株式報酬	左記のうち、 非金銭報酬等	
取締役 (社外取締役を除く。)	101	87	—	14	14	4
監査役 (社外監査役を除く。)	3	3	—	—	—	1
社外役員	21	21	—	—	—	5

(注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、株式投資について、専ら株式の価値の変動又は配当の受領によって利益を得ることを目的として保有する株式を純投資目的である投資株式、それ以外を純投資以外の目的である投資株式（政策保有株式）に区分しております。

② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、取引関係の維持・強化等の観点から、中長期的な企業価値の向上に資すると判断した場合に、政策保有株式を保有しております。

保有にあたっては、取締役会にて、毎年、個別銘柄ごとに保有意義や取引の実態等を考慮し、政策保有株主との間の取引において、政策保有株主、当社及び株主等の利益を害するような取引が行われていないか等の経済合理性を検証しております。検証の結果、保有の意義が認められないと判断した株式は売却を検討するものとしております。

これらの方針の基、当社は当事業年度末日におきまして、全ての保有株式の妥当性があるものと判断しております。

ｂ．銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	2	1,649
非上場株式以外の株式	1	535

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式	1	1,649	中長期的な企業価値の向上 及び関係強化
非上場株式以外の株式	1	502	関係強化

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

該当事項はありません。

ｃ．特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報
特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
東急不動産ホール ディングス株式会 社	521,100	—	(保有目的) 安定的取引関係の構築・強化のため (定量的な保有効果) (注) 2	無
	535	—		

(注) 1. みなし保有株式については、該当事項はありません。

2. 定量的な保有効果の記載が困難であります。保有の合理性につきましては、当事業年度末日において

- ③ 保有目的が純投資目的である投資株式
該当事項はありません。
- ④ 当事業年度に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの
該当事項はありません。
- ⑤ 当事業年度の前４事業年度及び当事業年度に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの
該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。
- また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（2024年7月1日から2025年6月30日まで）の連結財務諸表及び事業年度（2024年7月1日から2025年6月30日まで）の財務諸表について、仰星監査法人による監査を受けております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組を行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しております。また、専門的な情報を有する団体等が主催する研修・セミナーに積極的に参加するとともに、各種メディアからの情報収集などを行っております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年 6 月30日)	当連結会計年度 (2025年 6 月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	12,640	9,149
売掛金	3,284	3,763
開発用不動産	※ 1 2,361	※ 1 1,609
金銭の信託	5,275	6,274
その他	860	1,116
貸倒引当金	△7	△8
流動資産合計	24,415	21,905
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	※ 1, ※ 2, ※ 4 6,515	※ 1, ※ 2, ※ 4, ※ 5 11,800
土地	※ 1 1,823	※ 1, ※ 5 2,942
リース資産（純額）	※ 2 166	※ 2 344
建設仮勘定	2,728	65
その他（純額）	※ 2 1,030	※ 2 1,339
有形固定資産合計	12,264	16,492
無形固定資産		
のれん	2,588	2,389
その他	91	224
無形固定資産合計	2,680	2,613
投資その他の資産		
投資有価証券	10	2,195
差入保証金	5,639	6,502
繰延税金資産	1,768	1,685
その他	561	1,019
投資その他の資産合計	7,979	11,403
固定資産合計	22,924	30,509
資産合計	47,339	52,414

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年6月30日)	当連結会計年度 (2025年6月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	339	409
短期借入金	※1 4,667	※1 5,787
1年内返済予定の長期借入金	※1,※3 904	※1,※3 1,114
リース債務	69	116
未払法人税等	1,753	239
未払金	2,209	2,255
契約負債	11,644	12,884
賞与引当金	144	182
その他	307	592
流動負債合計	22,040	23,582
固定負債		
長期借入金	※1,※3 5,122	※1,※3 6,175
リース債務	113	260
退職給付に係る負債	742	857
資産除去債務	217	376
繰延税金負債	180	178
その他	215	304
固定負債合計	6,592	8,153
負債合計	28,632	31,736
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,759	2,759
資本剰余金	2,762	2,768
利益剰余金	13,205	15,157
自己株式	△43	△35
株主資本合計	18,684	20,650
その他の包括利益累計額		
繰延ヘッジ損益	△0	0
退職給付に係る調整累計額	△11	△29
その他有価証券評価差額金	-	23
その他の包括利益累計額合計	△12	△6
新株予約権	34	34
純資産合計	18,706	20,678
負債純資産合計	47,339	52,414

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)	当連結会計年度 (自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)
売上高	47,829	46,673
売上原価	39,518	39,429
売上総利益	8,311	7,244
販売費及び一般管理費	※ 1 2,924	※ 1 3,399
営業利益	5,386	3,845
営業外収益		
受取利息	3	7
補助金収入	※ 2 420	※ 2 193
その他	80	90
営業外収益合計	505	291
営業外費用		
支払利息	55	102
その他	18	10
営業外費用合計	74	112
経常利益	5,817	4,024
特別利益		
固定資産売却益	※ 3 1,159	※ 3 367
補助金収入	—	59
特別利益合計	1,159	426
特別損失		
固定資産圧縮損	—	59
投資有価証券評価損	600	—
特別損失合計	600	59
税金等調整前当期純利益	6,376	4,391
法人税、住民税及び事業税	2,545	1,399
法人税等調整額	△445	55
法人税等合計	2,100	1,455
当期純利益	4,276	2,936
親会社株主に帰属する当期純利益	4,276	2,936

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)	当連結会計年度 (自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)
当期純利益	4,276	2,936
その他の包括利益		
繰延ヘッジ損益	0	0
退職給付に係る調整額	△0	△17
その他有価証券評価差額金	—	23
その他の包括利益合計	※ 0	※ 5
包括利益	4,276	2,941
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	4,276	2,941

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2023年7月1日 至 2024年6月30日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,759	2,758	9,646	△66	15,098
当期変動額					
剰余金の配当			△717		△717
親会社株主に帰属する 当期純利益			4,276		4,276
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		4		23	27
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					—
当期変動額合計	—	4	3,558	23	3,585
当期末残高	2,759	2,762	13,205	△43	18,684

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	繰延ヘッジ損益	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	△0	△11	△12	50	15,135
当期変動額					
剰余金の配当					△717
親会社株主に帰属する 当期純利益					4,276
自己株式の取得					△0
自己株式の処分					27
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	0	△0	0	△15	△15
当期変動額合計	0	△0	0	△15	3,570
当期末残高	△0	△11	△12	34	18,706

当連結会計年度（自 2024年7月1日 至 2025年6月30日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,759	2,762	13,205	△43	18,684
当期変動額					
剰余金の配当			△979		△979
親会社株主に帰属する 当期純利益			2,936		2,936
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		6		8	14
連結範囲の変動			△4		△4
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	6	1,951	8	1,965
当期末残高	2,759	2,768	15,157	△35	20,650

	その他の包括利益累計額				新株予約権	純資産合計
	繰延ヘッジ損益	退職給付に係る 調整累計額	その他有価証券評 価差額金	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	△0	△11	－	△12	34	18,706
当期変動額						
剰余金の配当						△979
親会社株主に帰属する 当期純利益						2,936
自己株式の取得						△0
自己株式の処分						14
連結範囲の変動						△4
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	0	△17	23	5		5
当期変動額合計	0	△17	23	5	－	1,971
当期末残高	0	△29	23	△6	34	20,678

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)	当連結会計年度 (自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	6,376	4,391
減価償却費	706	982
のれん償却額	217	217
固定資産売却損益(△は益)	△1,159	△367
投資有価証券評価損益(△は益)	600	—
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△0	1
賞与引当金の増減額(△は減少)	8	22
退職給付に係る負債の増減額(△は減少)	77	77
受取利息	△3	△7
支払利息	55	102
固定資産圧縮損	—	59
補助金収入	△420	△252
売上債権の増減額(△は増加)	△398	△478
棚卸資産の増減額(△は増加)	3,431	753
仕入債務の増減額(△は減少)	38	70
未払金の増減額(△は減少)	355	△75
契約負債の増減額(△は減少)	1,931	1,179
その他	39	△284
小計	11,857	6,391
利息の受取額	1	4
利息の支払額	△56	△107
補助金の受取額	434	204
法人税等の支払額	△2,081	△2,761
法人税等の還付額	379	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	10,534	3,731
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△3,724	△4,695
有形固定資産の売却による収入	898	838
無形固定資産の取得による支出	△296	△146
無形固定資産の売却による収入	2,292	—
投資有価証券の取得による支出	—	△2,152
金銭の信託の取得による支出	△543	△940
差入保証金の差入による支出	△448	△877
差入保証金の回収による収入	41	0
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	—	※3 △558
その他	113	21
投資活動によるキャッシュ・フロー	△1,668	△8,509
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(△は減少)	△706	1,120
長期借入れによる収入	1,330	2,874
長期借入金の返済による支出	△2,855	△1,611
リース債務の返済による支出	△89	△121
配当金の支払額	△717	△980
その他	△0	△0
財務活動によるキャッシュ・フロー	△3,039	1,282
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	5,826	△3,495
現金及び現金同等物の期首残高	6,813	12,640
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	—	5
現金及び現金同等物の期末残高	※1 12,640	※1 9,149

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数 4社

連結子会社の名称 株式会社グッドパートナーズ、株式会社ライク、CMケア株式会社、
チャームシニアリビング株式会社

② 連結の範囲の重要な変更

当連結会計年度より、新たに株式を取得したCMケア株式会社及び重要性が増したチャームシニアリビング株式会社を連結の範囲に含めております。

2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

なお、当連結会計年度より、連結子会社の株式会社グッドパートナーズは決算日を4月30日から6月30日に変更しております。

この決算期変更により、当連結会計年度は、2024年5月1日から2025年6月30日までの14か月間を連結しております。

なお、決算期変更した株式会社グッドパートナーズの2024年5月1日から2025年6月30日までの売上高は408百万円、営業利益は30百万円、経常利益は31百万円、税引前当期純利益は31百万円であります。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

満期保有目的の債券

市場価格のない株式

移動平均法による原価法を採用しております。

市場価格のない株式以外の株式

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理、売却原価は移動平均法により算出)を採用しております。

② デリバティブ

時価法を採用しております。

③ 棚卸資産

販売用不動産

個別法による原価法(連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

開発用不動産

個別法による原価法(連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 2～50年

その他 2～15年

② 無形固定資産(リース資産を除く)

自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

その他の無形固定資産については定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額の当連結会計年度末負担額を計上しております。

(4) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却につきましては、15年以内のその効果が発現すると見積られる期間で均等償却を行っております。

(5) 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異、過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は主として、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

過去勤務費用については、その発生時に全額を費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

③ 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(6) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① 介護事業

主に有料老人ホームにおいて契約で定められた介護保険法の適用を受ける介護サービス等の役務の提供を履行義務としております。

これらの履行義務については、介護サービス等を提供した時点で充足されると判断し、同時点で収益を認識しております。入居一時預り金額については、平均入居期間にわたり均等に収益を認識しております。

② 不動産事業

主にヘルスケア物件を対象とした不動産開発事業及びその他の不動産事業における開発等物件の販売を履行義務としております。

これらの履行義務については、不動産等の売買契約に基づく顧客への引き渡し時点で履行義務が充足されるものとし、収益を認識しております。

③ その他事業

主に連結子会社株式会社グッドパートナーズが行っている人材派遣、人材紹介、訪問看護等の事業における役務の提供を履行義務としております。

これらの履行義務については、人材派遣、人材紹介、訪問看護等の事業においては当該役務を提供した時点で収益を認識しております。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。

なお、金利スワップのうち特例処理の要件を満たす取引については、特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

当連結会計年度にヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金利息

③ ヘッジ方針

当社グループのヘッジ方針は、金利固定化により将来の金利変動リスクを軽減することを目的としており、投機目的の取引は行わない方針であります。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。

ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(8) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(9) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

固定資産に係る控除対象外消費税等については、投資その他の資産の「その他」に計上し、5年間で均等償却を行っております。

(重要な会計上の見積り)

(介護事業に係る固定資産の減損)

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

	前連結会計年度	当連結会計年度
介護事業に係る有形固定資産	12,201百万円	14,233百万円
介護事業に係る無形固定資産 (のれんを除く)	58百万円	177百万円

(2) 会計上の見積りの内容について連結財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

当社グループの介護事業に係る固定資産の減損の兆候の有無を把握するにあたり、原則として各ホームを独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位としており、減損の兆候があるホームについては減損損失の認識の判定を行い、各ホームの割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を計上します。

割引前将来キャッシュ・フローを見積る際、中期経営計画を基礎として、各ホームの稼働率、顧客単価、入居者数等を主要な仮定として織り込んでおります。

これらの仮定は、経済環境の変化等によって影響を受ける可能性があり、主要な仮定に見直しが必要となった場合には、翌連結会計年度の減損損失の認識の判定及び測定される減損損失の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(のれんの評価)

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

	前連結会計年度	当連結会計年度
のれん	2,588百万円	2,389百万円

(2) 会計上の見積りの内容について連結財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

当社グループでは、のれんの減損の兆候の把握においては、のれんが生じている子会社の事業を一つのグループ単位とし、営業活動から生じる損益等が継続してマイナスとなっている場合や経営環境の著しい悪化が生じた場合など、子会社の超過収益力が毀損して減損の兆候がある場合には、のれんを含む資産グループの帳簿価額と割引前将来キャッシュ・フローの総額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定しております。

割引前将来キャッシュ・フローは事業計画に基づいており、事業計画の基礎となる主要な仮定である入居者数等については、いずれも当連結会計年度末時点における既存の入居者数及び過去実績等からの新規入居者見込数等が継続することを想定しておりますが、入居者数等の減少が生じた場合、のれんを含む資産グループに減損損失が計上される可能性があります。

(会計方針の変更)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結財務諸表への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結財務諸表における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。当該会計方針の変更は、遡及適用され、前連結会計年度については遡及適用後の連結財務諸表となっております。なお、当該会計方針の変更による前連結会計年度の連結財務諸表への影響はありません。

(未適用の会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会) 等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年6月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であり
ます。

(会計上の見積りの変更)

当連結会計年度において、不動産賃貸借契約に基づく原状回復義務として計上している資産除去債務について、直近の原状回復費用実績等の新たな情報の入手に伴い、見積額の変更を行っており、見積りの変更による増加額153百万円を変更前の資産除去債務残高に加算しております。なお、この見積りの変更による当連結会計年度の営業利益及び経常利益、税金等調整前当期純利益への影響額は重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(連結貸借対照表関係)

※ 1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年 6 月30日)	当連結会計年度 (2025年 6 月30日)
開発用不動産	1,970百万円	1,229百万円
建物及び構築物	5,066	7,743
土地	513	1,059
計	7,549	10,032

担保付債務は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年 6 月30日)	当連結会計年度 (2025年 6 月30日)
短期借入金	3,512百万円	3,862百万円
長期借入金 (1 年内返済予定の長期借入金含む)	5,838	6,549
計	9,350	10,411

※ 2 有形固定資産の減価償却累計額 (減損損失累計額を含む)

	前連結会計年度 (2024年 6 月30日)	当連結会計年度 (2025年 6 月30日)
減価償却累計額	5,672百万円	6,617百万円

※ 3 財務制限条項

- (1) 当社グループは、株式会社三菱UFJ銀行との間で金銭消費貸借契約 (契約締結日2015年 7 月13日、返済期限2026年 6 月30日) を締結しております。

当該契約には、以下の財務制限条項が付されており、これに抵触した場合、貸付人の請求に基づき、新たな担保権を設定する義務を負っております。

- ① 2015年 6 月期以降の決算期の末日における貸借対照表の純資産の部の合計金額を、2014年 6 月期の末日における同表の純資産の部の合計金額又は直前決算期の末日における同表の純資産の部の合計金額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。
- ② 2015年 6 月期以降の決算期の末日における損益計算書の営業損益を 2 期連続で損失としないこと。
- ③ 2015年 6 月期以降の決算期の末日における損益計算書の経常損益を 2 期連続で損失としないこと。

	前連結会計年度 (2024年 6 月30日)	当連結会計年度 (2025年 6 月30日)
借入実行残高	561百万円	514百万円

- (2) 当社グループは、株式会社りそな銀行との間で金銭消費貸借契約 (契約締結日2015年10月28日、返済期限2036年 6 月30日) を締結しております。

当該契約には、以下の財務制限条項が付されており、これに抵触した場合、貸付人の請求に基づき、期限の利益を喪失し、直ちに借入金並びに利息及び清算金等を支払う義務を負っております。

- ① 2016年 6 月期以降の決算期の末日における貸借対照表の純資産の部の合計金額を、直前決算期の末日における同表の純資産の部の合計金額の75%以上に維持すること。
- ② 2016年 6 月期以降の決算期の末日における損益計算書の経常損益を 2 期連続で損失としないこと。

	前連結会計年度 (2024年6月30日)	当連結会計年度 (2025年6月30日)
借入実行残高	381百万円	349百万円
(3) 当社グループは、株式会社りそな銀行との間で金銭消費貸借契約（契約締結日2020年9月28日、返済期限2036年7月31日）を締結しております。		
当該契約には、以下の財務制限条項が付されており、これに抵触した場合、貸付人の請求に基づき、期限の利益を喪失し、直ちに借入金並びに利息及び清算金等を支払う義務を負っております。		
① 2021年6月期以降の決算期の末日における貸借対照表の純資産の部の合計金額を、直前決算期の末日における同表の純資産の部の合計金額の75%以上に維持すること。		
② 2021年6月期以降の決算期の末日における損益計算書の経常損益を2期連続で損失としないこと。		

	前連結会計年度 (2024年6月30日)	当連結会計年度 (2025年6月30日)
借入実行残高	1,159百万円	1,063百万円
(4) 当社グループは、株式会社みずほ銀行との間で金銭消費貸借契約（契約締結日2021年12月10日、返済期限2037年3月31日）を締結しております。		
当該契約には、以下の財務制限条項が付されており、これに抵触した場合、貸付人の請求に基づき、期限の利益を喪失し、直ちに借入金並びに利息及び清算金等を支払う義務を負っております。		
① 2021年6月期以降の決算期の末日における貸借対照表の純資産の部の合計金額を、直前決算期の末日における同表の純資産の部の合計金額の75%以上に維持すること。		
② 2022年6月期以降の決算期の末日における損益計算書の経常損益を2期連続で損失としないこと。		

	前連結会計年度 (2024年6月30日)	当連結会計年度 (2025年6月30日)
借入実行残高	850百万円	783百万円

※4 有形固定資産に係る国庫補助金の受入れによる圧縮記帳累計額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年6月30日)	当連結会計年度 (2025年6月30日)
建物及び構築物	409百万円	468百万円

※5 資産の保有目的の変更

前連結会計年度（2024年6月30日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（2025年6月30日）

当連結会計年度において、販売用不動産174百万円を保有目的の変更により、有形固定資産に振替えております。

(連結損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)	当連結会計年度 (自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)
給料手当	318百万円	449百万円
退職給付費用	17	23
賞与引当金繰入額	7	9
租税公課	751	870
支払手数料	694	824

※ 2 補助金収入

前連結会計年度（自 2023年7月1日 至 2024年6月30日）

主に介護施設開設準備経費や物価高騰対策に係る地方自治体から支給された補助金であります。

当連結会計年度（自 2024年7月1日 至 2025年6月30日）

主に介護施設開設準備経費や物価高騰対策に係る地方自治体から支給された補助金であります。

※ 3 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)	当連結会計年度 (自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)
建物及び構築物	△880百万円	△233百万円
土地	—	598
その他	2,040	2
	1,159	367

（注）同一の売買契約により発生した固定資産売却益と固定資産売却損は相殺し、連結損益計算書上は固定資産売却益として表示しております。

（連結包括利益計算書関係）

※ その他の包括利益に係る組替調整額並びに法人税等及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)	当連結会計年度 (自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)
繰延ヘッジ損益：		
当期発生額	0百万円	0百万円
組替調整額	—	—
法人税等及び税効果調整前	0	0
法人税等及び税効果額	△0	△0
繰延ヘッジ損益	0	0
退職給付に係る調整額：		
当期発生額	△15	△26
組替調整額	14	0
法人税等及び税効果調整前	△0	△25
法人税等及び税効果額	0	8
退職給付に係る調整額	△0	△17
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	—	33
組替調整額	—	—
法人税等及び税効果調整前	—	33
法人税等及び税効果額	—	△10
その他有価証券評価差額金	—	23
その他の包括利益合計	0	5

(連結株主資本等変動計算書関係)
前連結会計年度(自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度増加 株式数(株)	当連結会計年度減少 株式数(株)	当連結会計年度末株 式数(株)
発行済株式				
普通株式	32,712,000	—	—	32,712,000
合計	32,712,000	—	—	32,712,000
自己株式				
普通株式(注)	82,628	45	29,020	53,653
合計	82,628	45	29,020	53,653

(注) 1. 自己株式の減少株式数29,020株は、ストックオプションの行使による減少18,620株、譲渡制限付株式報酬とし
ての自己株式の処分10,400株であります。
2. 自己株式の増加株式数45株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的とな る株式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプション としての新株予約権	—	—	—	—	—	34
合計		—	—	—	—	—	34

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年9月27日 定時株主総会	普通株式	717	22.0	2023年6月30日	2023年9月28日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
2024年9月26日 定時株主総会	普通株式	979	利益剰余金	30.0	2024年6月30日	2024年9月27日

当連結会計年度（自 2024年7月1日 至 2025年6月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数（株）	当連結会計年度増加 株式数（株）	当連結会計年度減少 株式数（株）	当連結会計年度末株 式数（株）
発行済株式				
普通株式	32,712,000	—	—	32,712,000
合計	32,712,000	—	—	32,712,000
自己株式				
普通株式（注）	53,653	59	10,100	43,612
合計	53,653	59	10,100	43,612

（注） 1. 自己株式の減少株式数10,100株は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分10,100株であります。
2. 自己株式の増加株式数59株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的とな る株式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計 年度末残高 （百万円）
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 （親会社）	ストック・オプション としての新株予約権	—	—	—	—	—	34
合計		—	—	—	—	—	34

3. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	1株当たり配当額 （円）	基準日	効力発生日
2024年9月26日 定時株主総会	普通株式	979	30.0	2024年6月30日	2024年9月27日

（2）基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

（決議予定）	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	配当の原資	1株当たり配 当額（円）	基準日	効力発生日
2025年9月25日 定時株主総会	普通株式	1,110	利益剰余金	34.0	2025年6月30日	2025年9月26日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)	当連結会計年度 (自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)
現金及び預金勘定	12,640百万円	9,149百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	—	—
現金及び現金同等物	12,640	9,149

2 重要な非資金取引の内容

ファイナンス・リース取引に係る資産及び債務の額

	前連結会計年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)	当連結会計年度 (自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)
ファイナンス・リース取引に係る資産及び債務の額	35百万円	288百万円

※ 3 株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

前連結会計年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)

該当事項はありません

当連結会計年度 (自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)

株式の取得により新たにCMケア株式会社を連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに取得価額と同社取得のための支出または収入(純額)との関係は次のとおりです。

流動資産	236百万円
固定資産	629百万円
のれん	18百万円
流動負債	△76百万円
固定負債	△77百万円
株式の取得価額	730百万円
現金及び現金同等物	△171百万円
差引：取得による支出	558百万円

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

(借主側)

(1) 所有権移転ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

(2) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

固定資産

介護事業における設備（機械及び装置、工具、器具及び備品、ソフトウェア等）であります。

② リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「3. 会計方針に関する事項（2）重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年6月30日)	当連結会計年度 (2025年6月30日)
1 年内	7,638	9,365
1 年超	21,031	22,380
合計	28,669	31,746

(貸主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年6月30日)	当連結会計年度 (2025年6月30日)
1 年内	76	168
1 年超	—	—
合計	76	168

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行等金融機関からの借入れによっております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の自己負担部分についてのみ信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に株式であり、発行体の信用リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。

差入保証金は、主に施設の保証金であり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

短期借入金には主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたもので、これらは、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは月次で資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

デリバティブ取引は、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。なお、金利スワップ取引の契約先はいずれも信用度の高い国内の金融機関であるため、相手方の契約不履行によるリスクはほとんど無いと認識しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行に係るリスク）の管理

売掛金に係る顧客の信用リスクは、販売業務管理規程に従い厳正に管理するとともに、回収懸念の早期把握を行うことによりリスク低減を図っております。

投資有価証券の発行体の信用リスクは、発行体の財務状況等を把握することで、管理しております。

差入保証金に係る差入先の信用リスクは、差入先の信用状況を確認するなど回収可能性を検討するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

変動金利の借入金の一部については、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価格が変動することもあります。また、注記事項「デリバティブ取引関係」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項
連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度（2024年6月30日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価（百万円）	差額（百万円）
（１）金銭の信託	5,275	5,275	－
（２）投資有価証券 満期保有目的の債券	10	9	△0
（３）差入保証金	5,639	3,434	△2,204
資産計	10,924	8,720	△2,204
（４）長期借入金 （１年内返済予定の長期借入金含む）	6,027	6,027	△0
（５）リース債務 （１年内返済予定のリース債務含む）	183	180	△2
負債計	6,210	6,207	△2
デリバティブ取引	△0	△0	－

当連結会計年度（2025年6月30日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価（百万円）	差額（百万円）
（１）金銭の信託	6,274	6,274	－
（２）投資有価証券			
①満期保有目的の債券	10	9	△0
②その他有価証券	535	535	－
（３）差入保証金	6,502	3,554	△2,947
資産計	13,323	10,375	△2,947
（４）長期借入金 （１年内返済予定の長期借入金含む）	7,290	7,292	1
（５）リース債務 （１年内返済予定のリース債務含む）	377	367	△9
負債計	7,667	7,659	△7
デリバティブ取引	0	0	－

- （１）「現金及び預金」「売掛金」「買掛金」「未払金」「短期借入金」については、現金であること、及び短
期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
- （２）市場価格のない株式等の連結貸借対照表計上額は下記のとおりであります。

区分	前連結会計年度（百万円）	当連結会計年度（百万円）
非上場株式	0	1,649

(注1) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度(2024年6月30日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	12,640	—	—	—
売掛金	3,284	—	—	—
投資有価証券	—	10	—	—
差入保証金	—	—	—	5,639
合計	15,924	10	—	5,639

(注) 1. 差入保証金のうち、返還時期が明らかでないものについては、貸借期間に基づき返還時期を見積もっております。

2. 金銭の信託については、満期が定められておらず償還予定額が明らかでないため記載しておりません。

当連結会計年度(2025年6月30日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	9,149	—	—	—
売掛金	3,763	—	—	—
投資有価証券	—	10	—	—
差入保証金	—	—	48	6,454
合計	12,913	10	48	6,454

(注) 1. 差入保証金のうち、返還時期が明らかでないものについては、貸借期間に基づき返還時期を見積もっております。

2. 金銭の信託については、満期が定められておらず償還予定額が明らかでないため記載しておりません。

(注2) 短期借入金、長期借入金及びリース債務の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度(2024年6月30日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	4,667	—	—	—	—	—
長期借入金 (1年内返済予定の長期 借入金含む)	904	869	721	695	490	2,346
リース債務 (1年内返済予定のリー ス債務含む)	69	51	37	18	5	—
合計	5,641	921	758	713	495	2,346

当連結会計年度（2025年6月30日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	5,787	—	—	—	—	—
長期借入金 （1年内返済予定の長期 借入金含む）	1,114	966	940	735	483	3,050
リース債務 （1年内返済予定のリー ス債務含む）	116	102	78	50	21	6
合計	7,019	1,068	1,018	785	505	3,057

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

前連結会計年度（2024年6月30日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
デリバティブ取引				
金利関連	—	△0	—	0
負債計	—	△0	—	0

当連結会計年度（2025年6月30日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
其他有価証券	535	—	—	535
資産計	535	—	—	535
デリバティブ取引				
金利関連	—	0	—	0
負債計	—	0	—	0

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
前連結会計年度（2024年6月30日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 金銭の信託	—	5,275	—	5,275
(2) 投資有価証券	—	9	—	9
(3) 差入保証金	—	3,434	—	3,434
資産計	—	8,720	—	8,720
(4) 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金含む）	—	6,027	—	6,027
(5) リース債務（1年内返済予定のリース債務含む）	—	180	—	180
負債計	—	6,207	—	6,207

当連結会計年度（2025年6月30日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 金銭の信託	—	6,274	—	6,274
(2) 投資有価証券 満期保有目的の債券	—	9	—	9
(3) 差入保証金	—	3,554	—	3,554
資産計	—	9,839	—	9,839
(4) 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金含む）	—	7,292	—	7,292
(5) リース債務（1年内返済予定のリース債務含む）	—	367	—	367
負債計	—	7,659	—	7,659

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

資 産

(1) 金銭の信託

その将来キャッシュ・フローの割引現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(2) 投資有価証券

活発な市場で取引されている上場株式はレベル1の時価に分類しております。一方で、満期保有目的の債券は市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

(3) 差入保証金

その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

負 債

(4) 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金含む）

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。長期借入金のうち固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該長期借入金の元利金の合計額（金利スワップの特例処理の対象とされた長期借入金については、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額）を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(5) リース債務（１年内返済予定のリース債務含む）
リース債務については、一定の期間ごとに区分した当該リース債務の元利金の合計額を同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いて現在価値を算定しており、レベル２の時価に分類しております。

デリバティブ取引
金利スワップの時価は、取引先金融機関から提示された価格に基づいて算定しており、レベル２の時価に分類しております。

(有価証券関係)

１.その他有価証券
前連結会計年度（自 2023年7月1日 至 2024年6月30日）
非上場株式（連結貸借対照表計上額0百万円）については、市場価格のない株式等であるため、記載しておりません。
満期保有目的の債券については、重要性が乏しいため記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2024年7月1日 至 2025年6月30日）

	種類	連結貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	株式	535	502	33
	小計	535	502	33
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	株式	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		535	502	33

（注）非上場株式（連結貸借対照表計上額1,649百万円）については、市場価格のない株式等であるため、上表には含めておりません。
満期保有目的の債券については、重要性が乏しいため記載を省略しております。

２.減損処理を行った有価証券
前連結会計年度（自 2023年7月1日 至 2024年6月30日）
当連結会計年度において、市場価格のない株式について600百万円（その他有価証券の株式）の減損処理を行っております。
なお、市場価格のない株式等の非上場株式の減損処理にあたっては、財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

当連結会計年度（自 2024年7月1日 至 2025年6月30日）
該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
該当事項はありません。
2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引
金利関連
前連結会計年度（2024年6月30日）

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	金利スワップ取引 変動受取・固定支払	長期借入金	100	68	△0
合計			100	68	△0

当連結会計年度（2025年6月30日）

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	金利スワップ取引 変動受取・固定支払	長期借入金	68	37	0
合計			68	37	0

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要
当社及び一部の連結子会社は確定給付型の制度として退職一時金制度を、執行役員(取締役を除く)には退職慰労金制度を採用しております。なお、連結子会社1社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。
2. 確定給付制度（簡便法を適用した制度を除く）
(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)	当連結会計年度 (自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)
退職給付債務の期首残高	658百万円	735百万円
勤務費用	137	144
利息費用	6	7
数理計算上の差異の発生額	15	26
退職給付の支払額	△81	△75
退職給付債務の期末残高	735	838

(注) 執行役員に対する退職慰労引当金を含めて記載しております。

(2) 退職給付債務の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債の調整表

	前連結会計年度 (2024年6月30日)	当連結会計年度 (2025年6月30日)
非積立型制度の退職給付債務	735百万円	838百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	735	838
退職給付に係る負債	735	838
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	735	838

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前連結会計年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)	当連結会計年度 (自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)
勤務費用	137百万円	144百万円
利息費用	6	7
数理計算上の差異の費用処理額	14	0
確定給付制度に係る退職給付費用	158	152

(4) 退職給付に係る調整額
退職給付に係る調整額に計上した項目（法人税等及び税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)	当連結会計年度 (自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)
数理計算上の差異	△0百万円	△25百万円

(5) 退職給付に係る調整累計額
退職給付に係る調整累計額に計上した項目（法人税等及び税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年6月30日)	当連結会計年度 (2025年6月30日)
未認識数理計算上の差異	△17百万円	△43百万円

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項
主要な数理計算上の計算基礎

	前連結会計年度 (2024年6月30日)	当連結会計年度 (2025年6月30日)
割引率	1.0%	1.0%

3. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)	当連結会計年度 (自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)
退職給付に係る負債の期首残高	6百万円	6百万円
退職給付費用	1	5
退職給付の支払額	△1	△5
新規連結子会社の取得による増加額	—	11
退職給付に係る負債の期末残高	6	18

(2) 退職給付債務の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債の調整表

	前連結会計年度 (2024年6月30日)	当連結会計年度 (2025年6月30日)
非積立型制度の退職給付債務	6百万円	18百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	6	18
退職給付に係る負債	6	18
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	6	18

(3) 退職給付費用
簡便法で計算した退職給付費用 前連結会計年度 1百万円 当連結会計年度 5百万円

(ストック・オプション等関係)
1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)	当連結会計年度 (自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)
販売費及び一般管理費	—	—

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況
(1) スtock・オプションの内容

	2017年ストック・オプション (第1回新株予約権)	2018年ストック・オプション (第2回新株予約権)	2019年ストック・オプション (第3回新株予約権)
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 4名	当社取締役 4名	当社取締役 (社外取締役を含む非業務執行取締役を除く) 4名
株式の種類別の ストック・オプションの数 (注)	普通株式 20,840株	普通株式 13,120株	普通株式 13,780株
付与日	2017年10月31日	2018年10月31日	2019年10月31日
権利確定条件	特に定めはありません。	特に定めはありません。	特に定めはありません。
対象勤務期間	特に定めはありません。	特に定めはありません。	特に定めはありません。
権利行使期間	自2017年11月1日 至2047年10月31日	自2018年11月1日 至2048年10月31日	自2019年11月1日 至2049年10月31日

	2020年ストック・オプション (第4回新株予約権)
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 (社外取締役を含む非業務執行取締役を除く) 4名
株式の種類別の ストック・オプションの数 (注)	普通株式 12,600株
付与日	2020年10月30日
権利確定条件	特に定めはありません。
対象勤務期間	特に定めはありません。
権利行使期間	自2020年10月31日 至2050年10月30日

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、2018年4月1日付の株式分割(普通株式1株を2株の割合)、2020年1月1日付の株式分割(普通株式1株を2株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2025年6月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	2017年ストック・オプション (第1回新株予約権)	2018年ストック・オプション (第2回新株予約権)	2019年ストック・オプション (第3回新株予約権)
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	—	—	—
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	—	—	—
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	14,680	8,980	9,560
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	14,680	8,980	9,560

	2020年ストック・オプション (第4回新株予約権)
権利確定前 (株)	
前連結会計年度末	—
付与	—
失効	—
権利確定	—
未確定残	—
権利確定後 (株)	
前連結会計年度末	8,500
権利確定	—
権利行使	—
失効	—
未行使残	8,500

(注) 2018年4月1日付の株式分割(普通株式1株を2株の割合)、2020年1月1日付の株式分割(普通株式1株を2株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	2017年ストック・オプション (第1回新株予約権)	2018年ストック・オプション (第2回新株予約権)	2019年ストック・オプション (第3回新株予約権)
権利行使価格(注) (円)	1	1	1
行使時平均株価 (円)	—	—	—
付与日における 公正な評価単価 (円)	516	783	1,093

	2020年ストック・オプション (第4回新株予約権)
権利行使価格(注) (円)	1
行使時平均株価 (円)	—
付与日における 公正な評価単価 (円)	1,112

(注) 2018年4月1日付の株式分割(普通株式1株を2株の割合)、2020年1月1日付の株式分割(普通株式1株を2株の割合)による分割後の価格に換算して記載しております。

3. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

該当事項はありません。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. 取締役の報酬等として株式を無償交付する取引のうち、事前交付型の内容、規模及びその変動状況

(1) 事前交付型の内容

	2021年事前交付型
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役(社外取締役を除く) 4名
株式の種類別の付与された株式数	普通株式 8,200株
付与日	2021年10月28日
譲渡制限解除条件	対象取締役が、払込期日の直前の当社定時株主総会の日から翌年に開催される当社定時株主総会の日までの期間(以下「本役務提供期間」という。)の間、継続して、当社の取締役又は執行役員の地位にあったことを条件として、譲渡制限期間の満了時において、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が本役務提供期間において、死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由により当社の取締役又は執行役員のいずれも退任した場合、譲渡制限期間の満了時において、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。
譲渡制限期間	対象取締役は、2021年10月28日(払込期日)から当社の取締役又は執行役員のいずれも退任する日までの間、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

	2022年事前交付型
付与対象者の区分及び人数（名）	取締役（社外取締役を除く） 4名
株式の種類別の付与された株式数	普通株式 12,700株
付与日	2022年10月28日
譲渡制限解除条件	対象取締役が、払込期日の直前の当社定時株主総会の日から翌年に開催される当社定時株主総会の日までの期間（以下「本役務提供期間」という。）の間、継続して、当社の取締役又は執行役員の地位にあったことを条件として、譲渡制限期間の満了時において、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が本役務提供期間において、死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由により当社の取締役又は執行役員のいずれも退任した場合、譲渡制限期間の満了時において、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。
譲渡制限期間	対象取締役は、2022年10月28日（払込期日）から当社の取締役又は執行役員のいずれも退任する日までの間、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

	2023年事前交付型
付与対象者の区分及び人数（名）	取締役（社外取締役を除く） 4名
株式の種類別の付与された株式数	普通株式 10,400株
付与日	2023年10月27日
譲渡制限解除条件	対象取締役が、払込期日の直前の当社定時株主総会の日から翌年に開催される当社定時株主総会の日までの期間（以下「本役務提供期間」という。）の間、継続して、当社の取締役又は執行役員の地位にあったことを条件として、譲渡制限期間の満了時において、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が本役務提供期間において、死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由により当社の取締役又は執行役員のいずれも退任した場合、譲渡制限期間の満了時において、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。
譲渡制限期間	対象取締役は、2023年10月27日（払込期日）から当社の取締役又は執行役員のいずれも退任する日までの間、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

	2024年事前交付型
付与対象者の区分及び人数（名）	取締役（社外取締役を除く） 4名
株式の種類別の付与された株式数	普通株式 10,100株
付与日	2024年10月25日
譲渡制限解除条件	対象取締役が、払込期日の直前の当社定時株主総会の日から翌年に開催される当社定時株主総会の日までの期間（以下「本役務提供期間」という。）の間、継続して、当社の取締役又は執行役員の地位にあったことを条件として、譲渡制限期間の満了時において、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が本役務提供期間において、死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由により当社の取締役又は執行役員のいずれも退任した場合、譲渡制限期間の満了時において、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。
譲渡制限期間	対象取締役は、2024年10月25日（払込期日）から当社の取締役又は執行役員のいずれも退任する日までの間、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

（２）事前交付型の規模及びその変動状況

①費用計上額及び科目名

	前連結会計年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)	当連結会計年度 (自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)
一般管理費の報酬費用	12百万円	13百万円

②株式数
当連結会計年度（2025年6月期）において権利未確定株式数が存在した事前交付型を対象として記載しております。

	2021年事前交付型	2022年事前交付型	2023年事前交付型	2024年事前交付型
前連結会計年度末（株）	5,600	8,700	10,400	—
付与（株）	—	—	—	10,100
没収（株）	—	—	—	—
権利確定（株）	—	—	—	—
未確定残（株）	5,600	8,700	10,400	10,100

③単価情報

	2021年事前交付型	2022年事前交付型	2023年事前交付型	2024年事前交付型
付与日における公正な評価単価（円）	1,638	1,058	1,145	1,402

（３）公正な評価単価の見積方法
恣意性を排除した価格とするため、取締役会決議日の直前営業日の東京証券取引所における当社株式の終値としております。

（４）譲渡制限解除株式数の見積方法
将来の没収数の合理的な見積りは困難であるため、実績の没収数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2024年6月30日)	当連結会計年度 (2025年6月30日)
繰延税金資産		
未払事業税	103百万円	43百万円
賞与引当金	45	52
未払社会保険料等	7	7
長期未払金	31	32
退職給付に係る負債	227	268
資産除去債務	66	118
資産除去債務に係る償却累計額	114	144
入居一時金	874	972
減損損失	89	89
投資有価証券評価損	183	189
繰延ヘッジ損益	0	—
その他	79	88
繰延税金資産小計	1,822	2,007
評価性引当額	—	△205
繰延税金資産合計	1,822	1,801
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	—	△10
資産除去債務に対応する除去費用	△45	△96
連結子会社の時価評価差額	△180	△178
その他	△8	△9
繰延税金負債合計	△234	△293
繰延税金資産の純額	1,587	1,507

(注) 評価性引当額が205百万円増加しております。この増加の主な内容は、当社において投資有価証券評価損に係る評価性引当額を189百万円認識したことに伴うものであります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2024年6月30日)	当連結会計年度 (2025年6月30日)
法定実効税率 (調整)	30.6%	30.6%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.0%	0.1%
住民税均等割	1.4%	2.1%
のれん償却費	1.0%	1.5%
税率変更による影響	—	△1.0%
評価性引当額の増減	—	4.6%
税額控除	—	△4.5%
その他	△0.1%	△0.2%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	32.9%	33.1%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立し、2026年4月1日以後に開始する連結会計年度から防衛特別法人税が施行されることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は前連結会計年度の計算において使用した30.6%から2026年7月1日に開始する連結会計年度以後に解消が見込まれる一時差異については31.5%となります。

この変更により、当連結会計年度の繰延税金資産(繰延税金負債の金額を控除した金額)が43百万円増加し、法人税等調整額が43百万円、退職給付に係る調整累計額が0百万円それぞれ減少しております。

(企業結合等関係)

当社は、2024年6月28日開催の当社取締役会において、CMケア株式会社の発行済株式の全部を取得し子会社化することを決議し、同日付で株式譲渡契約を締結し、2024年10月1日付で全株式を取得いたしました。

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称	CMケア株式会社
事業の内容	有料老人ホームの運営管理等

(2) 企業結合を行った主な理由

CMケア株式会社は、東京都大田区及び神奈川県川崎市において2ホーム（居室数合計130室）の介護付有料老人ホーム（以下「対象ホーム」といいます）運営、居宅介護支援事業所及び看護小規模多機能型居宅支援事業所の運営にかかる事業を行っております。対象ホームは、2ホームともに特定施設入居者生活介護の指定を受けた「介護付有料老人ホーム」であり、当社グループの首都圏における展開エリアである東京都及び神奈川県に所在しております。

当社グループが対象ホームを取得し、株式会社ライクにおいて実施してきた改善策（入居促進営業、人材採用、ホーム運営・管理等の強化）と同様の改善策を実施することにより、入居率改善、運営の効率化等が実現でき、当社グループの拡大・成長に寄与するものと考えております。

(3) 企業結合日

2024年10月1日（株式取得日）

(4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

(5) 結合後企業の名称

変更はありません。

(6) 取得した議決権比率

100%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したことによるものです。

2. 当連結会計年度に係る連結損益計算書に含まれる被取得企業の業績の期間

2024年10月1日から2025年6月30日まで

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	730百万円
取得原価		730

4. 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用等 37百万円

5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれんの金額

18百万円

(2) 発生原因

今後の事業展開により期待される将来の超過収益力であります。

(3) 償却方法及び償却期間

5年間にわたる均等償却

6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	236百万円
固定資産	629

資産合計	866
流動負債	76
固定負債	77
負債合計	154

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

- ① 当該資産除去債務の概要
- 有料老人ホーム等の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。
- なお、一部のホームについては、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関連する差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当連結会計年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。
- ② 当該資産除去債務の金額の算定方法
- 使用見込期間を当該契約期間に応じて29年～50年と見積り、割引率は0.1%～3.3%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

③ 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)	当連結会計年度 (自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)
期首残高	214百万円	217百万円
期中増減額	—	2
見積もりの変更による増減額	—	153
時の経過による調整額	2	3
期末残高	217	376

また、資産除去債務の負債計上に代えて敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積み、そのうち当連結会計年度の負担に属する金額を費用に計上する方法を用いているものに関して、当連結会計年度の負担に属する金額は74百万円であり、当連結会計年度末において敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額は456百万円であります。

(賃貸等不動産関係)

1.賃貸等不動産の状況に関する事項

当社グループでは、埼玉県及びその他の地域において、賃貸収益を得ることを目的とした介護施設等を有しております。

当連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は46百万円（賃貸収益は売上高に、賃貸費用は売上原価に計上）であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は、次のとおりであります。

なお、賃貸等不動産の金額的重要性が増加したため、当連結会計年度より新たに記載しております。

2.賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)		
当連結会計年度 (自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)		
連結貸借対照表計 上額	期首残高	—
	期中増減額	2,050
	期末残高	2,050
期末時価		2,050

- (注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
- (注2) 当連結会計年度に新規取得したものについては、時価の変動が軽微であると考えられるため連結貸借対照表計上額をもって時価としております。
- (注3) 期中増減額は、不動産取得（2,055百万円）による増加と、減価償却による減少（5百万円）であります。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報
前連結会計年度（自 2023年7月1日 至 2024年6月30日）

(単位：百万円)

	報告セグメント			合計
	介護事業	不動産事業	その他	
介護報酬	12,778	—	—	12,778
利用料	20,472	—	—	20,472
その他	—	13,059	1,376	14,436
顧客との契約から生じる収益	33,251	13,059	1,376	47,688
その他の収益	139	2	—	141
外部顧客への売上高	33,390	13,062	1,376	47,829

当連結会計年度（自 2024年7月1日 至 2025年6月30日）

(単位：百万円)

	報告セグメント			合計
	介護事業	不動産事業	その他	
介護報酬	14,800	—	—	14,800
利用料	24,101	—	—	24,101
その他	—	5,545	2,002	7,548
顧客との契約から生じる収益	38,901	5,545	2,002	45,450
その他の収益	161	62	—	223
外部顧客への売上高	39,063	5,607	2,002	46,673

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報
収益を理解するための基礎となる情報は、「（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項） 3. 会計方針に関する事項（6）重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。
3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

	前連結会計年度	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	2,885百万円	3,284百万円
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	3,284	3,763
契約負債(期首残高)	9,713	11,644
契約負債(期末残高)	11,644	12,884

契約負債は、介護事業において顧客からサービス提供前に受け取った介護サービス料、入居一時預り金であり、収益の認識に伴い取り崩されます。

前連結会計年度において認識した収益のうち、期首の契約負債残高に含まれていた額は、3,030百万円であります。

当連結会計年度において認識した収益のうち、期首の契約負債残高に含まれていた額は、3,695百万円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
1年以内	3,694	4,232
1年超2年以内	3,153	3,588
2年超3年以内	2,528	2,828
3年超	2,267	2,235
合計	11,644	12,884

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

「介護事業」は、主に介護付有料老人ホーム及び住宅型有料老人ホームの展開及び運営事業であります。

「不動産事業」は、当社が展開する不動産に係る事業であります。

「その他事業」は、主に株式会社グッドパートナーズが展開する人材派遣、人材紹介、訪問看護等の事業であります。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報
前連結会計年度（自 2023年7月1日 至 2024年6月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント				調整額	連結財務諸表計上額
	介護事業	不動産事業	その他事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	33,390	13,062	1,376	47,829	—	47,829
セグメント間の内部売上高又は振替高	—	—	480	480	△480	—
計	33,390	13,062	1,857	48,310	△480	47,829
セグメント利益	4,407	1,874	94	6,376	△990	5,386
セグメント資産	31,504	2,361	741	34,607	12,731	47,339
その他の項目						
減価償却費	677	—	3	681	25	706
のれんの償却費	183	—	34	217	—	217
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	3,930	—	1	3,932	28	3,961

- （注） 1. その他は株式会社グッドパートナーズが展開する人材派遣、人材紹介、訪問看護等の事業であります。
2. セグメント利益の調整額△990百万円は、セグメント間取引消去及び各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。
3. セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。
4. 有形固定資産及び無形固定資産の増加額にはのれんの計上額を含んでおりません。

当連結会計年度（自 2024年7月1日 至 2025年6月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント				調整額	連結財務諸表計上額
	介護事業	不動産事業	その他事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	39,063	5,607	2,002	46,673	—	46,673
セグメント間の内部売上高又は振替高	—	—	608	608	△608	—
計	39,063	5,607	2,611	47,282	△608	46,673
セグメント利益	4,802	65	126	4,995	△1,150	3,845
セグメント資産	38,670	3,123	1,396	43,190	9,223	52,414
その他の項目						
減価償却費	947	4	7	959	23	982
のれんの償却費	184	—	32	217	—	217
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	3,242	1,519	596	5,358	5	5,363

（注） 1. その他は主に株式会社グッドパートナーズが展開する人材派遣、人材紹介、訪問看護等の事業であります。

2. セグメント利益の調整額△1,150百万円は、セグメント間取引消去及び各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

3. セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

4. 有形固定資産及び無形固定資産の増加額にはのれんの計上額を含んでおりません。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2023年7月1日 至 2024年6月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報
製品及びサービスの区分が報告セグメントの区分と同一のため、記載を省略しております。
2. 地域ごとの情報
(1) 売上高
本邦以外の外部顧客への売上高がないため、記載を省略しております。
- (2) 有形固定資産
本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。
3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：百万円）

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
サムライ特定目的会社	5,932	不動産事業

当連結会計年度（自 2024年7月1日 至 2025年6月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報
製品及びサービスの区分が報告セグメントの区分と同一のため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2023年7月1日 至 2024年6月30日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2024年7月1日 至 2025年6月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2023年7月1日 至 2024年6月30日）

（単位：百万円）

	介護事業	不動産事業	その他事業	計	全社・消去	連結財務諸表計上額
当期償却額	183	—	34	217	—	217
当期末残高	2,229	—	358	2,588	—	2,588

当連結会計年度（自 2024年7月1日 至 2025年6月30日）

（単位：百万円）

	介護事業	不動産事業	その他事業	計	全社・消去	連結財務諸表計上額
当期償却額	184	—	32	217	—	217
当期末残高	2,062	—	326	2,389	—	2,389

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 2023年7月1日 至 2024年6月30日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2024年7月1日 至 2025年6月30日）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

前連結会計年度（自 2023年7月1日 至 2024年6月30日）
該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2024年7月1日 至 2025年6月30日）
該当事項はありません。

（1株当たり情報）

	前連結会計年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)	当連結会計年度 (自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)
1株当たり純資産額	571.74円	631.92円
1株当たり当期純利益	130.97円	89.89円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	130.79円	89.77円

（注）1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)	当連結会計年度 (自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）	4,276	2,936
普通株主に帰属しない金額（百万円）	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）	4,276	2,936
普通株式の期中平均株式数（株）	32,650,458	32,665,181
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額（百万円）	—	—
普通株式増加数（株）	46,212	41,688
（うち新株予約権（株））	(46,212)	(41,688)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	—	—

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	4,667	5,787	0.7	—
1年以内に返済予定の長期借入金	904	1,114	0.9	—
1年以内に返済予定のリース債務	69	116	—	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	5,122	6,175	0.9	2026年7月～ 2039年9月
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）	113	260	—	2026年7月～ 2030年9月
その他有利子負債	—	—	—	—
合計	10,877	13,455	—	—

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。

3. 長期借入金及びリース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	966	940	735	483
リース債務	102	78	50	21

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における半期情報等

(累計期間)	中間連結会計期間	当連結会計年度
売上高(百万円)	20,051	46,673
税金等調整前中間(当期)純利益(百万円)	1,877	4,391
親会社株主に帰属する中間(当期)純利益(百万円)	1,271	2,936
1株当たり中間(当期)純利益(円)	38.93	89.89

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2024年6月30日)	当事業年度 (2025年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	11,171	7,583
売掛金	2,898	3,216
開発用不動産	※ 1 2,361	※ 1 1,609
金銭の信託	5,222	6,138
その他	857	※ 2 1,176
貸倒引当金	△7	△8
流動資産合計	22,504	19,716
固定資産		
有形固定資産		
建物	※ 1, ※ 4 5,435	※ 1, ※ 4 10,407
構築物	227	432
工具、器具及び備品	971	1,268
土地	※ 1 998	※ 1 2,117
リース資産	162	330
建設仮勘定	2,728	65
その他	2	1
有形固定資産合計	10,526	14,622
無形固定資産		
ソフトウェア	44	75
その他	46	125
無形固定資産合計	90	201
投資その他の資産		
投資有価証券	10	2,195
関係会社株式	5,213	5,981
差入保証金	5,530	6,268
繰延税金資産	1,727	1,622
その他	529	1,042
投資その他の資産合計	13,011	17,109
固定資産合計	23,628	31,933
資産合計	46,133	51,649

(単位：百万円)

	前事業年度 (2024年 6 月30日)	当事業年度 (2025年 6 月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	317	377
短期借入金	※ 1 4,667	※ 1 5,787
1年内返済予定の長期借入金	※ 3 904	※ 3 1,114
リース債務	68	112
未払法人税等	1,588	127
未払金	※ 2 2,015	※ 2 2,062
契約負債	11,573	12,717
賞与引当金	123	138
その他	247	492
流動負債合計	21,506	22,930
固定負債		
長期借入金	※ 1, ※ 3 5,122	※ 1, ※ 3 6,175
リース債務	111	249
退職給付引当金	718	795
資産除去債務	217	376
その他	209	235
固定負債合計	6,379	7,832
負債合計	27,885	30,762
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,759	2,759
資本剰余金		
資本準備金	2,748	2,748
その他資本剰余金	14	20
資本剰余金合計	2,762	2,768
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	12,734	15,336
利益剰余金合計	12,734	15,336
自己株式	△43	△35
株主資本合計	18,213	20,829
評価・換算差額等		
繰延ヘッジ損益	△0	0
その他有価証券評価差額金	—	23
評価・換算差額等合計	△0	23
新株予約権	34	34
純資産合計	18,247	20,887
負債純資産合計	46,133	51,649

②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)	当事業年度 (自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)
売上高	44,547	41,865
売上原価	※1 36,793	※1 35,396
売上総利益	7,753	6,468
販売費及び一般管理費	※1, ※2 2,573	※1, ※2 2,979
営業利益	5,180	3,488
営業外収益		
受取利息	3	8
受取配当金	100	1,010
補助金収入	※3 408	※3 179
その他	116	191
営業外収益合計	※1 629	※1 1,388
営業外費用		
支払利息	57	102
その他	2	4
営業外費用合計	※1 59	※1 106
経常利益	5,750	4,770
特別利益		
固定資産売却益	※4 1,159	※4 —
補助金収入	—	59
特別利益合計	1,159	59
特別損失		
固定資産圧縮損	—	59
投資有価証券評価損	600	—
特別損失合計	600	59
税引前当期純利益	6,309	4,770
法人税、住民税及び事業税	2,373	1,094
法人税等調整額	△389	94
法人税等合計	1,984	1,188
当期純利益	4,325	3,581

【売上原価明細書】

		前事業年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)		当事業年度 (自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)	
区分	注記 番号	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
I 不動産販売原価		11,077	30.1	5,437	15.4
II 給食費		3,127	8.5	3,684	10.3
III 労務費	※ 1	11,566	31.4	13,157	37.2
IV 経費	※ 2	11,021	30.0	13,117	37.1
売上原価計		36,793	100.0	35,396	100.0

※ 1 労務費の主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)	当事業年度 (自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)
賃金	6,105百万円	6,921百万円
賞与	1,223	1,368
法定福利費	1,366	1,506
外注人件費	866	1,172

※ 2 経費の主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)	当事業年度 (自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)
地代家賃	7,040百万円	8,190百万円
水道光熱費	955	1,200
減価償却費	632	879

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2023年7月1日 至 2024年6月30日）

（単位：百万円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
					繰越利益剰余金			
当期首残高	2,759	2,748	10	2,758	9,126	9,126	△66	14,578
当期変動額								
剰余金の配当					△717	△717		△717
当期純利益					4,325	4,325		4,325
自己株式の取得							△0	△0
自己株式の処分			4	4			23	27
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								－
当期変動額合計	－	－	4	4	3,607	3,607	23	3,634
当期末残高	2,759	2,748	14	2,762	12,734	12,734	△43	18,213

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	繰延ヘッジ損益	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△0	－	△0	50	14,627
当期変動額					
剰余金の配当					△717
当期純利益					4,325
自己株式の取得					△0
自己株式の処分					27
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	0	－	0	△15	△14
当期変動額合計	0	－	0	△15	3,619
当期末残高	△0	－	△0	34	18,247

当事業年度（自 2024年7月1日 至 2025年6月30日）

（単位：百万円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
					繰越利益剰余金			
当期首残高	2,759	2,748	14	2,762	12,734	12,734	△43	18,213
当期変動額								
剰余金の配当					△979	△979		△979
当期純利益					3,581	3,581		3,581
自己株式の取得							△0	△0
自己株式の処分			6	6			8	14
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	－	－	6	6	2,601	2,601	8	2,616
当期末残高	2,759	2,748	20	2,768	15,336	15,336	△35	20,829

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	繰延ヘッジ損益	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△0	－	△0	34	18,247
当期変動額					
剰余金の配当					△979
当期純利益					3,581
自己株式の取得					△0
自己株式の処分					14
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	0	23	23		23
当期変動額合計	0	23	23	－	2,639
当期末残高	0	23	23	34	20,887

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券

移動平均法による原価法を採用しております。

子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理、売却原価は移動平均法による原価法により算定)を採用しております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

販売用不動産

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

開発用不動産

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

(3) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 24～47年

構築物 2～50年

機械及び装置 2～13年

工具、器具及び備品 2～15年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

その他の無形固定資産については定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時に全額を費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① 介護事業

主に有料老人ホームにおいて契約で定められた介護保険法の適用を受ける介護サービス等の役務の提供を履行義務としております。

これらの履行義務については、介護サービス等を提供した時点で充足されると判断し、同時点で収益を認識しております。入居一時預り金額については、平均入居期間にわたり均等に収益を認識しております。

② 不動産事業

主にヘルスケア物件を対象とした不動産開発事業及びその他の不動産事業における開発等物件の販売を履行義務としております。

これらの履行義務については、当該物件の顧客への引き渡し時点で履行義務が充足されるものとし、収益を認識しております。

5. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、金利スワップのうち特例処理の要件を満たす取引については、特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

当事業年度にヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金利息

(3) ヘッジ方針

当社のヘッジ方針は、金利固定化により将来の金利変動リスクを軽減することを目的としており、投機目的の取引は行わない方針であります。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。

ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

固定資産に係る控除対象外消費税等については、投資その他の資産の「その他」に計上し、5年間で均等償却を行っております。

(2) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結財務諸表における会計処理の方法と異なっております。

(会計方針の変更)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による財務諸表への影響はありません。

(会計上の見積りの変更)

当事業年度において、不動産賃貸借契約に基づく原状回復義務として計上している資産除去債務について、直近の原状回復費用実績等の新たな情報の入手に伴い、見積額の変更を行っており、見積りの変更による増加額153百万円を変更前の資産除去債務残高に加算しております。なお、この見積りの変更による当事業年度の営業利益及び経常利益、税引前当期純利益への影響額は重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(重要な会計上の見積り)

(介護事業に係る固定資産の減損)

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

	前事業年度	当事業年度
介護事業に係る有形固定資産	10,469百万円	12,524百万円
介護事業に係る無形固定資産	57百万円	175百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(1)の金額の算出方法は、連結財務諸表「注記事項(重要な会計上の見積り)(介護事業に係る固定資産の減損)」の内容と同一であります。

(関係会社株式の評価)

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

	前事業年度	当事業年度
関係会社株式	5,213百万円	5,981百万円

(2) 会計上の見積りの内容について財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

当社は関係会社株式について、実質価額と取得原価とを比較することにより、減損処理の要否を判断しております主な子会社の株式については、評価に際し超過収益力を実質価額の算定に加味しているため、超過収益力に影響を与える事業計画の基礎となる主要な仮定である入居者数等の減少が生じた場合、減損処理が行われる可能性があります。

(貸借対照表関係)

※1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年6月30日)	当事業年度 (2025年6月30日)
開発用不動産	1,970百万円	1,229百万円
建物	5,066	7,743
土地	513	1,059
計	7,549	10,032

担保付債務は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年6月30日)	当事業年度 (2025年6月30日)
短期借入金	3,512百万円	3,862百万円
長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金含む)	5,838	6,549
計	9,350	10,411

※2 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

	前事業年度 (2024年6月30日)	当事業年度 (2025年6月30日)
短期金銭債権	一百万円	55百万円
短期金銭債務	43	51
計	43	106

※3 財務制限条項

- (1) 当社は、株式会社三菱UFJ銀行との間で金銭消費貸借契約（契約締結日2015年7月13日、返済期限2026年6月30日）を締結しております。

当該契約には、以下の財務制限条項が付されており、これに抵触した場合、貸付人の請求に基づき、新たな担保権を設定する義務を負っております。

- ① 2015年6月期以降の決算期の末日における貸借対照表の純資産の部の合計金額を、2014年6月期の末日における同表の純資産の部の合計金額又は直前決算期の末日における同表の純資産の部の合計金額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。
- ② 2015年6月期以降の決算期の末日における損益計算書の営業損益を2期連続で損失としないこと。
- ③ 2015年6月期以降の決算期の末日における損益計算書の経常損益を2期連続で損失としないこと。

	前事業年度 (2024年6月30日)	当事業年度 (2025年6月30日)
借入実行残高	561百万円	514百万円

- (2) 当社は、株式会社りそな銀行との間で金銭消費貸借契約（契約締結日2015年10月28日、返済期限2036年6月30日）を締結しております。

当該契約には、以下の財務制限条項が付されており、これに抵触した場合、貸付人の請求に基づき、期限の利益を喪失し、直ちに借入金並びに利息及び清算金等を支払う義務を負っております。

- ① 2016年6月期以降の決算期の末日における貸借対照表の純資産の部の合計金額を、直前決算期の末日における同表の純資産の部の合計金額の75%以上に維持すること。
- ② 2016年6月期以降の決算期の末日における損益計算書の経常損益を2期連続で損失としないこと。

	前事業年度 (2024年6月30日)	当事業年度 (2025年6月30日)
借入実行残高	381百万円	349百万円

- (3) 当社は、株式会社りそな銀行との間で金銭消費貸借契約（契約締結日2020年9月28日、返済期限2036年7月31日）を締結しております。

当該契約には、以下の財務制限条項が付されており、これに抵触した場合、貸付人の請求に基づき、期限の利益を喪失し、直ちに借入金並びに利息及び清算金等を支払う義務を負っております。

- ① 2021年6月期以降の決算期の末日における貸借対照表の純資産の部の合計金額を、直前決算期の末日における同表の純資産の部の合計金額の75%以上に維持すること。
- ② 2021年6月期以降の決算期の末日における損益計算書の経常損益を2期連続で損失としないこと。

	前事業年度 (2024年6月30日)	当事業年度 (2025年6月30日)
借入実行残高	1,159百万円	1,063百万円

- (4) 当社は、株式会社みずほ銀行との間で金銭消費貸借契約（契約締結日2021年12月10日、返済期限2037年3月31日）を締結しております。

当該契約には、以下の財務制限条項が付されており、これに抵触した場合、貸付人の請求に基づき、期限の利益を喪失し、直ちに借入金並びに利息及び清算金等を支払う義務を負っております。

① 2021年6月期以降の決算期の末日における貸借対照表の純資産の部の合計金額を、直前決算期の末日における同表の純資産の部の合計金額の75%以上に維持すること。

② 2022年6月期以降の決算期の末日における損益計算書の経常損益を2期連続で損失としないこと。

	前事業年度 (2024年6月30日)	当事業年度 (2025年6月30日)
借入実行残高	850百万円	783百万円

※4 有形固定資産に係る国庫補助金の受入れによる圧縮記帳累計額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年6月30日)	当事業年度 (2025年6月30日)
建物	409百万円	468百万円

※5 資産の保有目的の変更

前連結会計年度(2024年6月30日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(2025年6月30日)

当連結会計年度において、販売用不動産174百万円を保有目的の変更により、有形固定資産に振替えております。

(損益計算書関係)

※1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)	当事業年度 (自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)
営業取引による取引高		
営業費用	431百万円	556百万円
営業取引以外の取引による取引高(収益)	169	1,131
営業取引以外の取引による取引高(費用)	1	—

※2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度32%、当事業年度34%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度68%、当事業年度66%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)	当事業年度 (自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)
役員報酬	103百万円	112百万円
給料手当	356	410
退職給付費用	17	18
賞与引当金繰入額	6	7
貸倒引当金繰入額	—	1
減価償却費	25	23
租税公課	715	817
支払手数料	628	796

※3 補助金収入

前事業年度(自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)

主に介護施設開設準備経費や物価高騰対策に係る地方自治体から支給された補助金であります。

当事業年度(自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)

主に介護施設開設準備経費や物価高騰対策に係る地方自治体から支給された補助金であります。

※ 4 固定資産売却益の内容は次のとおりであります

	前事業年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)	当事業年度 (自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)
建物及び構築物	△880百万円	－百万円
その他	2,040	－
	1,159	－

(注) 同一の売買契約により発生した固定資産売却益と固定資産売却損は相殺し、損益計算書上では固定資産売却益として表示しております。

(有価証券関係)

前事業年度 (2024年6月30日)

子会社株式 (貸借対照表計上額 5,213百万円) は、市場価格のない株式等のため、時価を記載しておりません。

当事業年度 (2025年6月30日)

子会社株式 (貸借対照表計上額 5,981百万円) は、市場価格のない株式等のため、時価を記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2024年6月30日)	当事業年度 (2025年6月30日)
繰延税金資産		
未払事業税	88百万円	22百万円
賞与引当金	37	42
未払社会保険料	6	6
入居一時金	867	964
資産除去債務	66	118
資産除去債務にかかる償却累計額	114	143
退職給付引当金	219	250
長期末払金	31	32
減損損失	89	89
投資有価証券評価損	183	189
繰延ヘッジ損益	0	—
その他	76	84
繰延税金資産小計	1,780	1,943
評価性引当額	—	△205
繰延税金資産合計	1,780	1,737
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	—	△10
資産除去債務に対応する除去費用	△45	△96
その他	△8	△9
繰延税金負債合計	△53	△115
繰延税金資産の純額	1,727	1,622

(注) 評価性引当額が205百万円増加しております。この増加の主な内容は、当社において投資有価証券評価損に係る評価性引当額を189百万円認識したことに伴うものであります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2024年6月30日)	当事業年度 (2025年6月30日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
住民税均等割	1.4%	1.9%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	—	△6.4%
評価性引当額の増減	—	4.2%
税額控除	—	△4.1%
税率の変更による影響	—	△0.9%
その他	△0.6%	△0.4%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	31.4%	24.9%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立し、2026年4月1日以後に開始する事業年度から防衛特別法人税が施行されることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は前事業年度の計算において使用した30.6%から2026年7月1日に開始する事業年度年度以後に解消が見込まれる一時差異については31.5%となります。

この変更により、当事業年度の繰延税金資産(繰延税金負債の金額を控除した金額)が43百万円増加し、法人税等調整額が43百万円減少しております。

(企業結合等関係)

連結財務諸表の「注記事項（企業結合等関係）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結財務諸表「注記事項（収益認識関係）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

④【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	減価償却累計額 (百万円)
有形固定資産						
建物	5,435	5,452	81	399	10,407	3,366
構築物	227	237	—	32	432	562
工具、器具及び備品	971	646	—	349	1,268	1,154
土地	998	1,118	—	—	2,117	—
リース資産	162	273	—	106	330	704
建設仮勘定	2,728	2,432	5,096	—	65	—
その他	2	—	—	0	1	9
有形固定資産計	10,526	10,161	5,178	887	14,622	5,796
無形固定資産						
ソフトウェア	44	50	—	19	75	225
その他	46	123	43	0	125	17
無形固定資産計	90	173	43	19	201	243

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

建物	苦楽園	1,300百万円
建物	栗東	1,061百万円
建物	神戸垂水	1,895百万円

2. 「減価償却累計額又は償却累計額」欄には、減損損失累計額が含まれております。

【引当金明細表】

科目	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	7	1	—	8
賞与引当金	123	138	123	138

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年7月1日から翌年6月30日まで
定時株主総会	毎年9月
基準日	6月30日
剰余金の配当の基準日	12月31日 6月30日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	大阪市中央区北浜四丁目5番33号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 — 無料
公告掲載方法	電子公告により行います。ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載します。
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当を受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第40期（自 2023年7月1日 至 2024年6月30日）2024年9月27日近畿財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2024年9月27日近畿財務局長に提出

(3) 半期報告書及び確認書

第41期中（自 2024年7月1日 至 2024年12月31日）2025年2月6日近畿財務局長に提出

(4) 臨時報告書

2024年10月2日近畿財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

2024年10月2日近畿財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号（代表取締役の異動）に基づく臨時報告書であります。

2024年11月1日近畿財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号（財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象）に基づく臨時報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2025年9月24日

株式会社チャーム・ケア・コーポレーション

取締役会 御中

仰星監査法人
大阪事務所

指定社員
業務執行社員 公認会計士 池上 由香

指定社員
業務執行社員 公認会計士 大川 泰広

<連結財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社チャーム・ケア・コーポレーションの2024年7月1日から2025年6月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社チャーム・ケア・コーポレーション及び連結子会社の2025年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

介護事業に係る固定資産の減損損失の認識の判定	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
注記事項（重要な会計上の見積り）に記載されているとおり、会社は当連結会計年度の連結財務諸表に、介護事業に係る固定資産として、有形固定資産14,233百万円及び無形固定資産177百万円を計上しており、連結総資産の27.5%を占めている。 会社は、介護事業に係る固定資産の減損の兆候の有無を把握するにあたり、原則として各ホームを独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位としており、減損の兆候があるホームについては減損損失の認識の判定を行い、各ホームの割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を計上することとしている。 減損損失の認識の判定に使用する割引前将来キャッシュ・フローは、中期経営計画を基礎として見積もられており、当該中期経営計画は各ホームの稼働率、顧客単価及び入居者数等を主要な仮定として織り込んでいる。 割引前将来キャッシュ・フローの見積りにおける上記の主要な仮定は不確実性を伴い、経営者による判断を必要とすることから、当監査法人は介護事業に係る固定資産の減損損失の認識の判定が、当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」に該当すると判断した。	当監査法人は、介護事業に係る固定資産の減損損失の認識の判定の妥当性を検討するため、主に以下の監査手続を実施した。 (1) 内部統制の評価 固定資産の減損損失の認識の判定に関連する内部統制の整備状況及び運用状況の有効性を評価した。 (2) 将来キャッシュ・フローの見積りの合理性の評価 ・各ホームの将来キャッシュ・フローについて、取締役会で承認された中期経営計画との整合性を検討した。 ・中期経営計画の主要な仮定である稼働率、顧客単価及び入居者数について、当期実績に照らして合理的かどうかを検討した。 ・中期経営計画における各ホームの営業利益率について、会社が運営する類似のホームの実績等と比較し、合理性を検討した。 ・経営者の予算策定の見積りプロセスの有効性を評価するため、過年度における予算とその後の実績を比較した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<内部統制監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社チャーム・ケア・コーポレーションの2025年6月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社チャーム・ケア・コーポレーションが2025年6月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

<報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

2025年9月24日

株式会社チャーム・ケア・コーポレーション

取締役会 御中

仰星監査法人
大阪事務所

指定社員 公認会計士 池上 由香
業務執行社員

指定社員 公認会計士 大川 泰広
業務執行社員

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社チャーム・ケア・コーポレーションの2024年7月1日から2025年6月30日までの第41期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社チャーム・ケア・コーポレーションの2025年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

介護事業に係る固定資産の減損損失の認識の判定

注記事項（重要な会計上の見積り）に記載されているとおり、会社は当事業年度の財務諸表に、介護事業に係る固定資産として、有形固定資産12,524百万円及び無形固定資産175百万円を計上しており、総資産の24.6%を占めている。なお、財務諸表の監査報告書で記載すべき監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（介護事業に係る固定資産の減損損失の認識の判定）と実質的に同一内容であるため、記載を省略している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<報酬関連情報>

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれておりません。